

令和5年度

# 男女共同参画年次報告書

〈概要版〉



茨城県

## はじめに

本書は、茨城県男女共同参画推進条例第 18 条に基づき、本県の男女共同参画の形成状況や「茨城県男女共同参画基本計画（第 4 次）」（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）の推進状況を明らかにするために作成したものです。

本書を通じて、皆様が男女共同参画社会の実現に向け、理解と認識を深めていただく一助となれば幸いです。

## <目次>

### I 本県の男女共同参画推進状況

1	男女共同参画社会に関する意識と実態	1
(1)	社会全体でみた男女の地位の平等感	1
(2)	各分野での男女の地位の平等感	2
(3)	性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について	3
2	少子高齢化の状況	4
(1)	高齢化率の推移	4
(2)	合計特殊出生率の推移	4
(3)	晩婚化の進行	5
3	社会的な意思決定への女性の参画状況	6
(1)	法律又は政令により置かなければならない県の審議会等における女性委員の占める割合	6
(2)	目標の対象である県の審議会等における女性委員の占める割合	6
(3)	県及び市町村議会における女性議員の割合	7
(4)	公務員の女性管理職（本庁課長相当職以上）の割合	8
(5)	女性管理職の状況	9
(6)	教員の女性管理職の割合	9
4	就業の状況	10
(1)	女性の年齢階級別労働力率の推移	10
(2)	年齢階級別雇用形態	10
(3)	週60時間以上就業している雇用者の割合	11
5	進学者の状況	11
(1)	大学等進学率の推移	11
(2)	大学進学者の学部別比率	12
6	農業における状況	13
(1)	基幹的農業従事者に占める男女の割合	13
(2)	家族経営協定締結農家数の推移	13
7	男女間における暴力	14
(1)	女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）におけるDV相談及び一時保護状況	14
(2)	警察本部におけるDV事案認知件数、検挙件数及び保護命令通知受理件数	15
(3)	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数	16
8	女性の活躍推進	17
(1)	女性がリーダーとして活躍する際の障害	17
(2)	育児や介護、家事などに費やす時間の男女差	17
(3)	女性が職業をもつことについての考え	19
(4)	男性が育児休業を取得するにあたっての課題	19
9	県内市町村の男女共同参画推進状況（全国との比較）	20

<b>II 茨城県男女共同参画基本計画（第4次）指標項目の進捗状況</b>	
1 目標指標（男女共同参画推進のため、達成に向けて取り組む目標を設定するもの）	21
2 参考項目（男女共同参画推進の状況把握のための参考とするもの）	22
<b>III 男女共同参画に関する国内外の動き</b>	24
<b>IV 茨城県男女共同参画基本計画（第4次）の体系</b>	29

# I 本県の男女共同参画推進状況

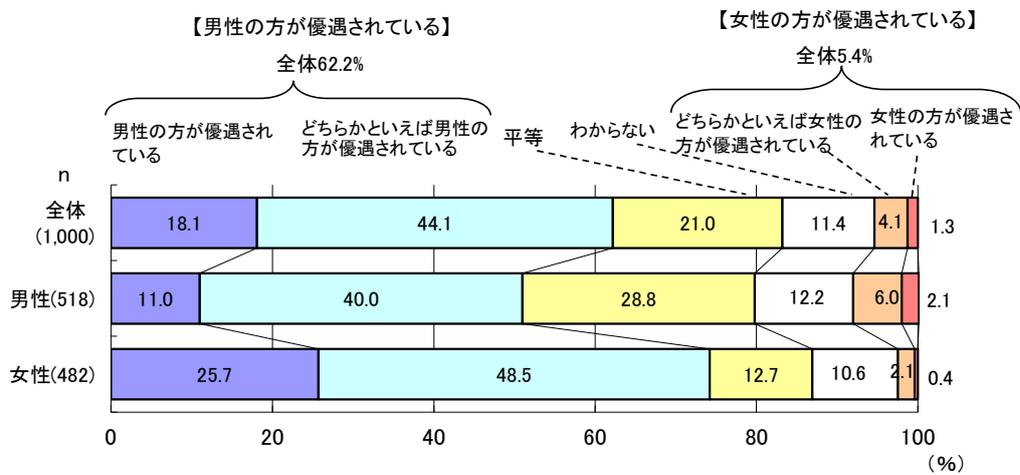
## 1 男女共同参画社会に関する意識と実態

### (1) 社会全体でみた男女の地位の平等感

茨城県が実施した「令和5年度ネットリサーチ」（調査期間：令和6年1月26日～2月5日）によると、社会全体でみた男女の地位について、「男性の方が優遇されている」（18.1%）、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（44.1%）を合わせた62.2%が【男性の方が優遇されている】と感じており、男女別にみると、女性の方が20ポイント以上多くなっている。

「平等」であると感じている割合は全国と比較して男女ともに高くなっている。

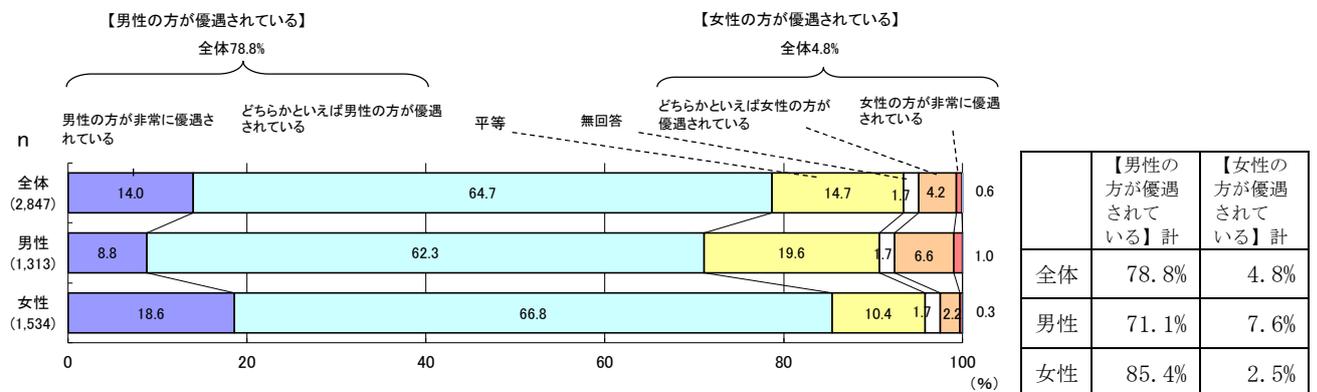
図表1 社会全体における男女の地位の平等感(本県)



資料出所：茨城県報道・広聴課「令和5年度ネットリサーチ」

(注1) 「令和5年度ネットリサーチ」は、調査会社への委託により実施するインターネット調査。調査会社が保有するアンケートモニターで、茨城県常住人口調査の結果により性別、年代、地域別に割付された県内在住の満18歳以上の男女個人を対象に実施した。(サンプル数1,000人)  
 (注2) 端数処理の関係で、各グラフの合計が100%にならない場合がある。  
 (注3) 端数処理の関係で、グラフの合計と表の数値が合わない場合がある。

図表2 社会全体における男女の地位の平等感(全国)



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和4年）

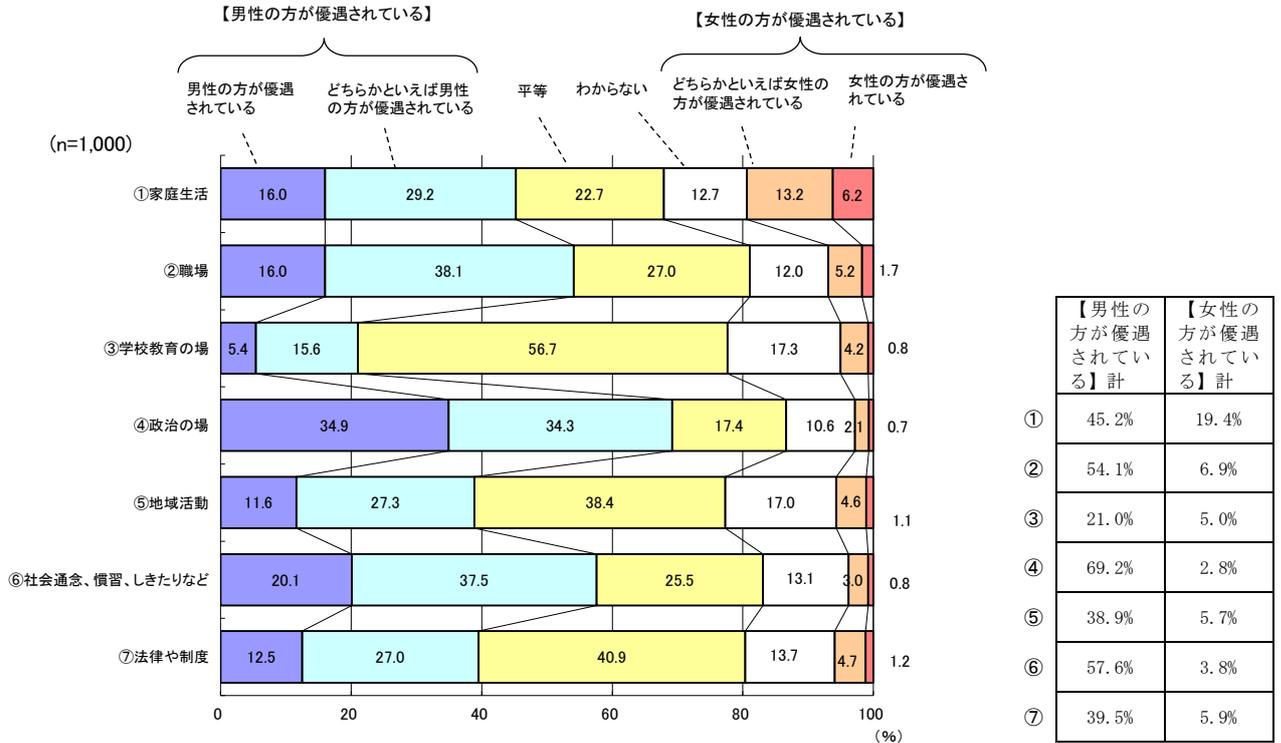
(注1) 端数処理の関係で、各グラフの合計が100%にならない場合がある。  
 (注2) 端数処理の関係で、グラフの合計と表の数値が合わない場合がある。

## (2) 各分野での男女の地位の平等感

「学校教育の場」においては平等感が高いものの、「職場」や「政治の場」、「社会通念、慣習、しきたりなど」では、「男性の方が優遇されている」と感じている割合が5割以上と高い。

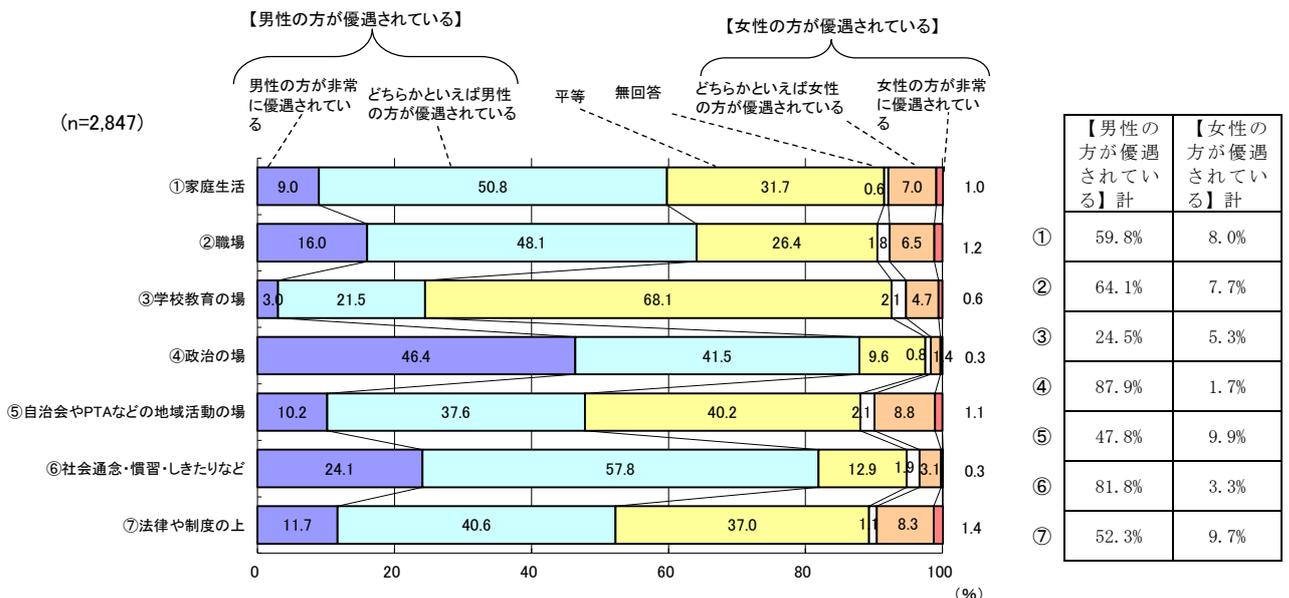
また、本県、全国とも、全項目において、「男性の方が優遇されている」と感じている割合が、「女性の方が優遇されている」と感じている割合より高い。

図表3 各分野の男女の地位の平等感(本県)



資料出所：茨城県報道・広聴課「令和5年度ネットリサーチ」

図表4 各分野の男女の地位の平等感(全国)



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和4年）

(注1) 端数処理の関係で、各グラフの合計が100%にならない場合がある。

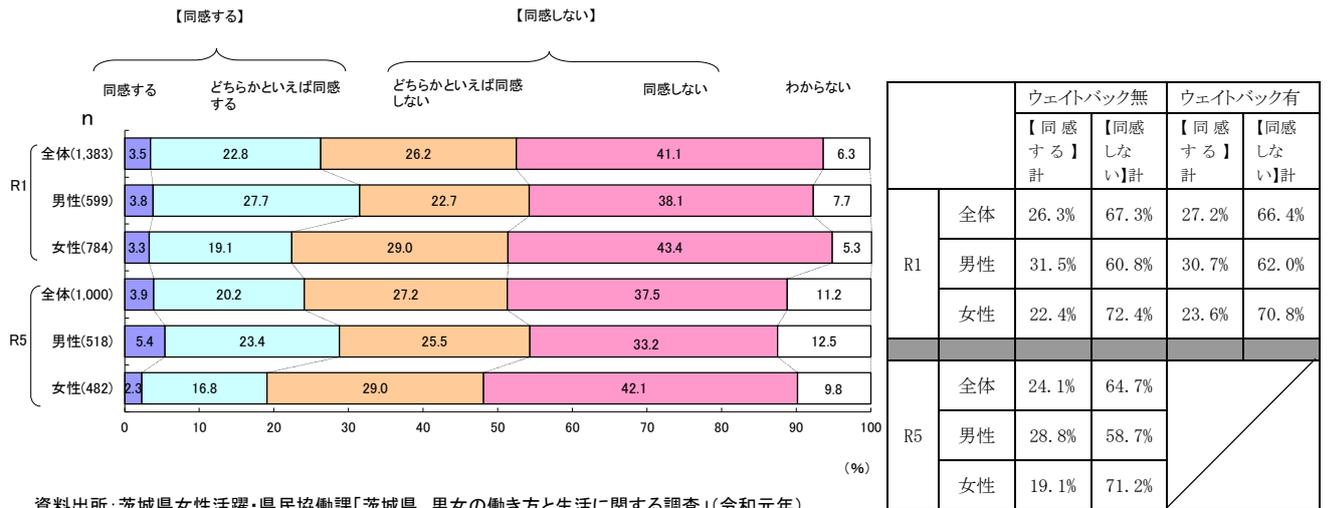
(注2) 端数処理の関係で、グラフの合計と表の数値が合わない場合がある。

### (3) 性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、令和元（2019）年時点では「同感する」と感じる者が26.3%であったのに対し、令和5（2023）年では24.1%と、2.2ポイント減少するとともに、「同感しない」と感じる者も、67.3%から64.7%と2.6ポイント減少している。

「わからない」と回答する者が6.3%から11.2%と約5ポイント増えている。

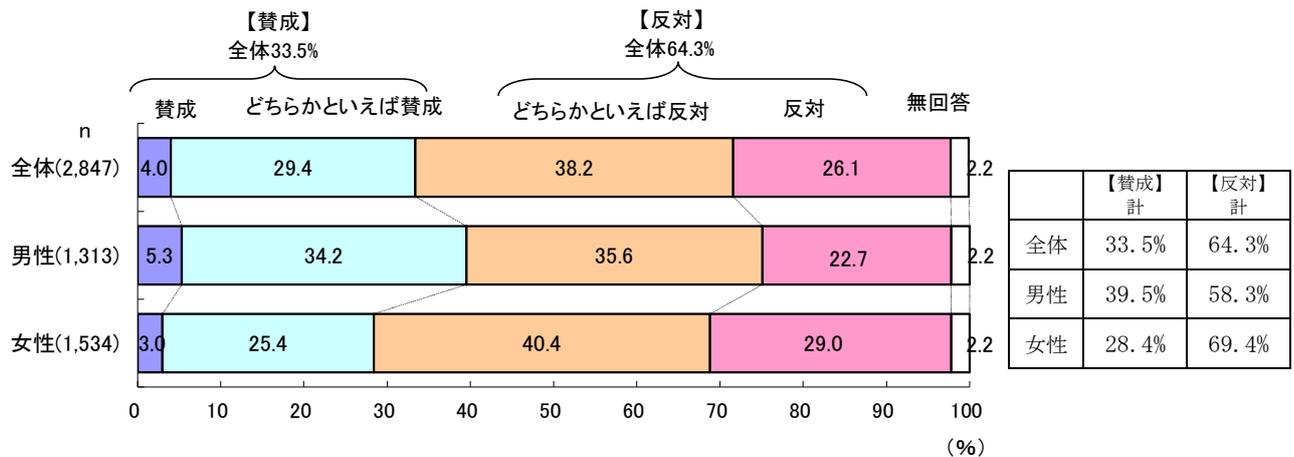
図表5 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について(本県)



資料出所：茨城県女性活躍・県民協働課「茨城県 男女の働き方と生活に関する調査」(令和元年) 茨城県報道・広聴課「令和5年度ネットリサーチ」

- (注1) 「茨城県 男女の働き方と生活に関する調査」では、集計にあたり、回答者の性別・年齢による偏りを補正するため、性別・年齢ごとの回答結果に、実際の茨城県の人口比（母集団）に応じたウェイトをつけたウェイトバック集計を実施した。本書において「茨城県 男女の働き方と生活に関する調査」の結果を掲載する際には、本文中及びグラフはウェイトバック集計をしていない数値を用い、グラフ横の集計表には、ウェイトバック集計をしていない数値とウェイトバック集計をした数値を併記している。
- (注2) 端数処理の関係で、各グラフの合計が100%にならない場合がある。
- (注3) 端数処理の関係で、グラフの合計と表の数値が合わない場合がある。

図表6 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(全国)



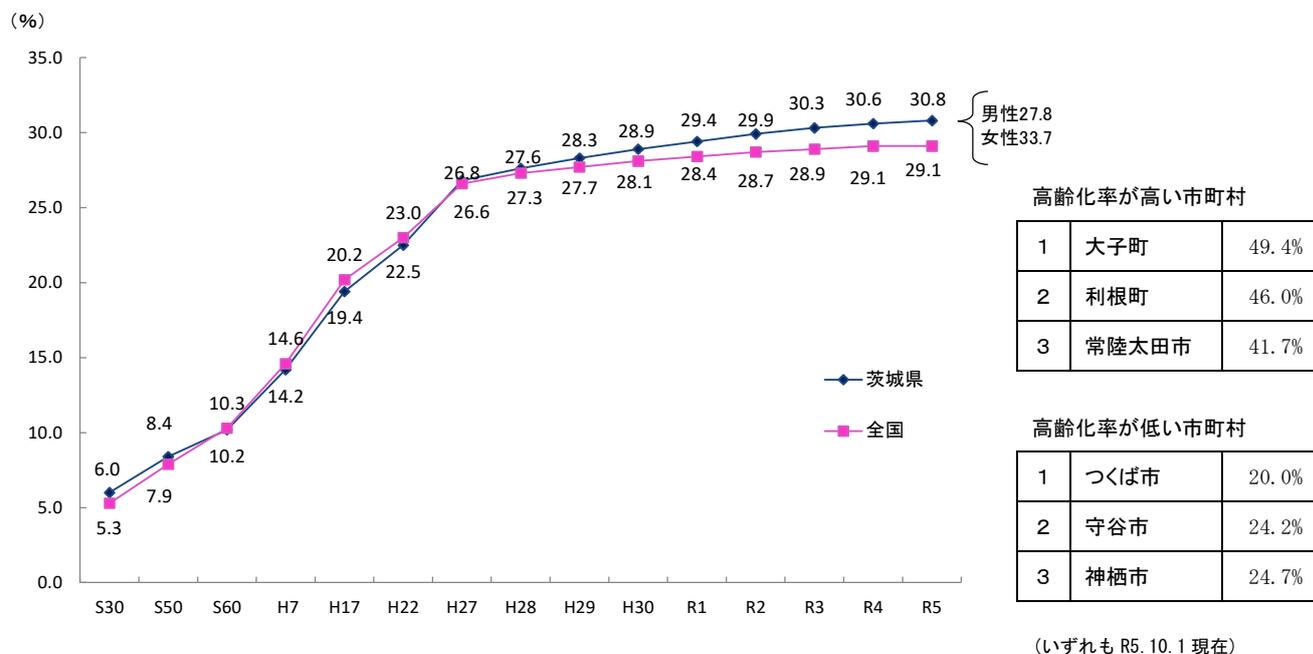
- 資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和4年)
- (注1) 端数処理の関係で、各グラフの合計が100%にならない場合がある。
- (注2) 端数処理の関係で、グラフの合計と表の数値が合わない場合がある。

## 2 少子高齢化の状況

### (1) 高齢化率の推移

本県の総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は、全国と同様に年々増加している。また、男女別では、男性より女性の高齢化率が高く、市町村別では、大子町と利根町が 45% を超えている。

図表7 高齢化率の推移



資料出所：茨城県/総務省「国勢調査」(S30、S50～H22、H27、R2)

茨城県統計課「茨城県常住人口調査」(H23～H26、H28～R1、R3～R5 各年 10 月 1 日現在)

全国 / 総務省「国勢調査」(S30、S50～H22、H27、R2)

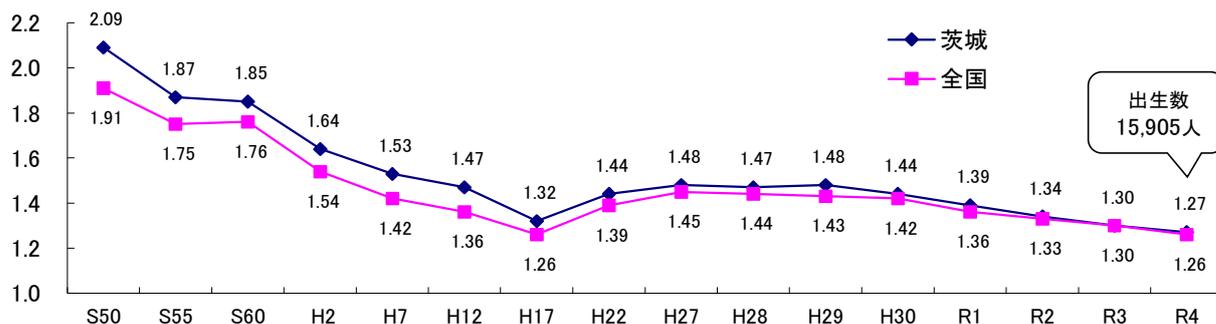
総務省「人口推計」<年齢(5歳階級)、男女別人口及び割合—総人口>(H23～H26、H28～R1、R3～R5 各年 10 月 1 日現在)

※R5 年 10 月 1 日の全国数値のみ概算の値

### (2) 合計特殊出生率の推移

本県の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の推定人数）は、近年は全国値と近い数値で推移しており、令和4（2022）年は茨城県 1.27、全国 1.26 となった。なお、出生数は 15,905 人で、前年の 16,502 人から 597 人減少した。

図表8 合計特殊出生率の推移

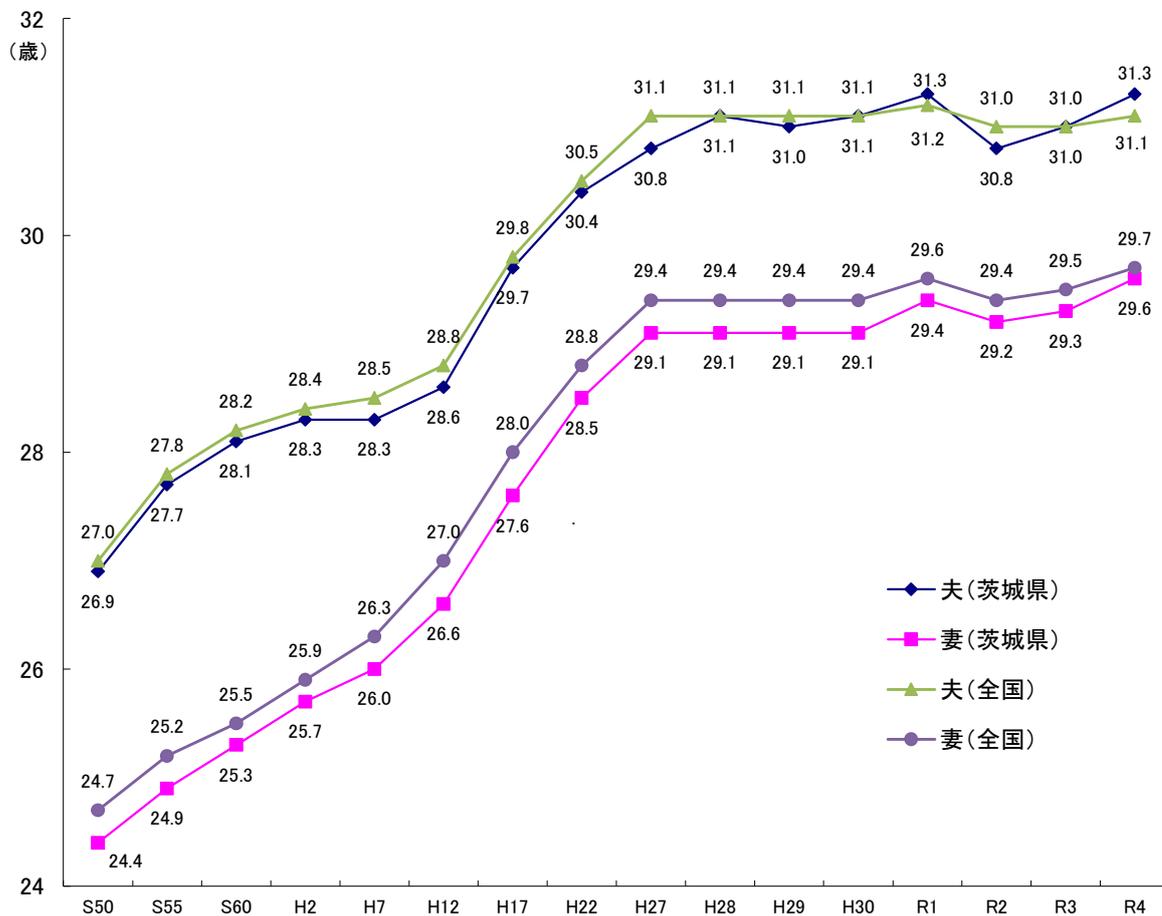


資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

### (3) 晩婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、平成 27（2015）年以降は横ばい傾向にあるが、長期的には男性、女性とも上昇し、晩婚化が進んでいる。

図表9 平均初婚年齢の推移



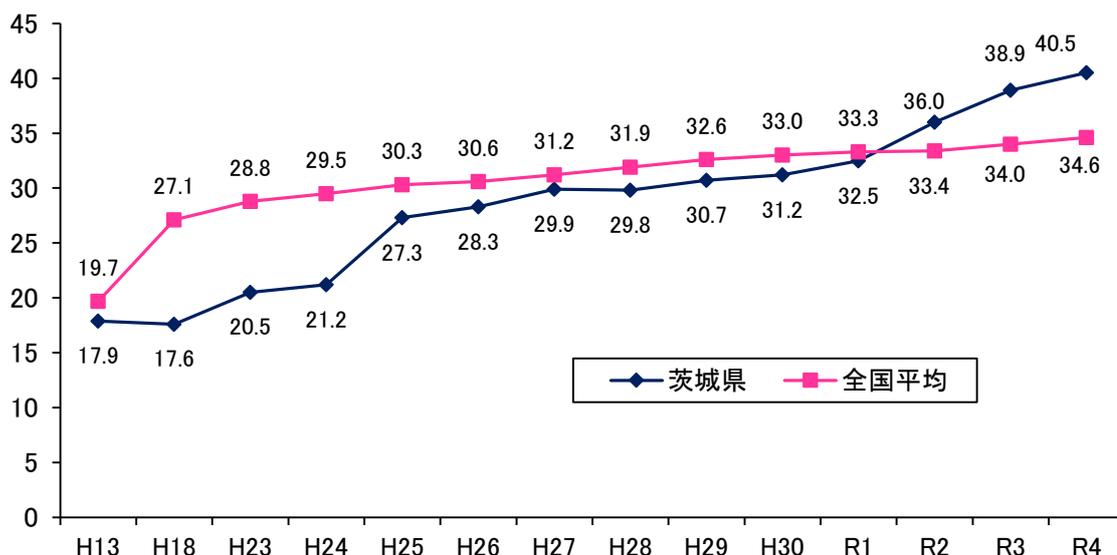
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

### 3 社会的な意思決定への女性の参画状況

#### (1) 法律又は政令により置かなければならない県の審議会等における女性委員の占める割合

法律又は政令により置かなければならない県の審議会等数は、令和5（2023）年3月31日現在で、38である。また、延総委員数の865人のうち、女性委員は350人で、女性比率は40.5%となり、令和2年度以降全国平均を上回っている。

図表10 法律又は政令により置かなければならない県の審議会等における女性委員の占める割合の推移 (%)

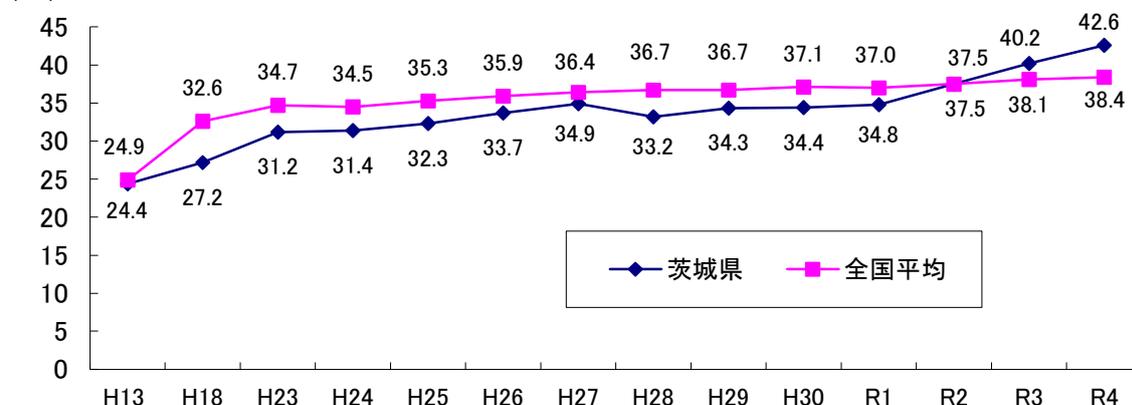


資料出所：茨城県/女性活躍・県民協働課調べ(各年度末現在)  
 全国 /内閣府調べ(調査年月日は各都道府県によって異なる。)

#### (2) 目標の対象である県の審議会等における女性委員の占める割合

目標の対象である県の審議会等数は、令和5（2023）年3月31日現在で64である。また、延総委員数の1,198人のうち、女性委員数は510人で、女性比率は42.6%となり、令和3年度に続き、全国平均を上回った。

図表11 目標の対象である県の審議会等における女性委員の占める割合の推移 (%)

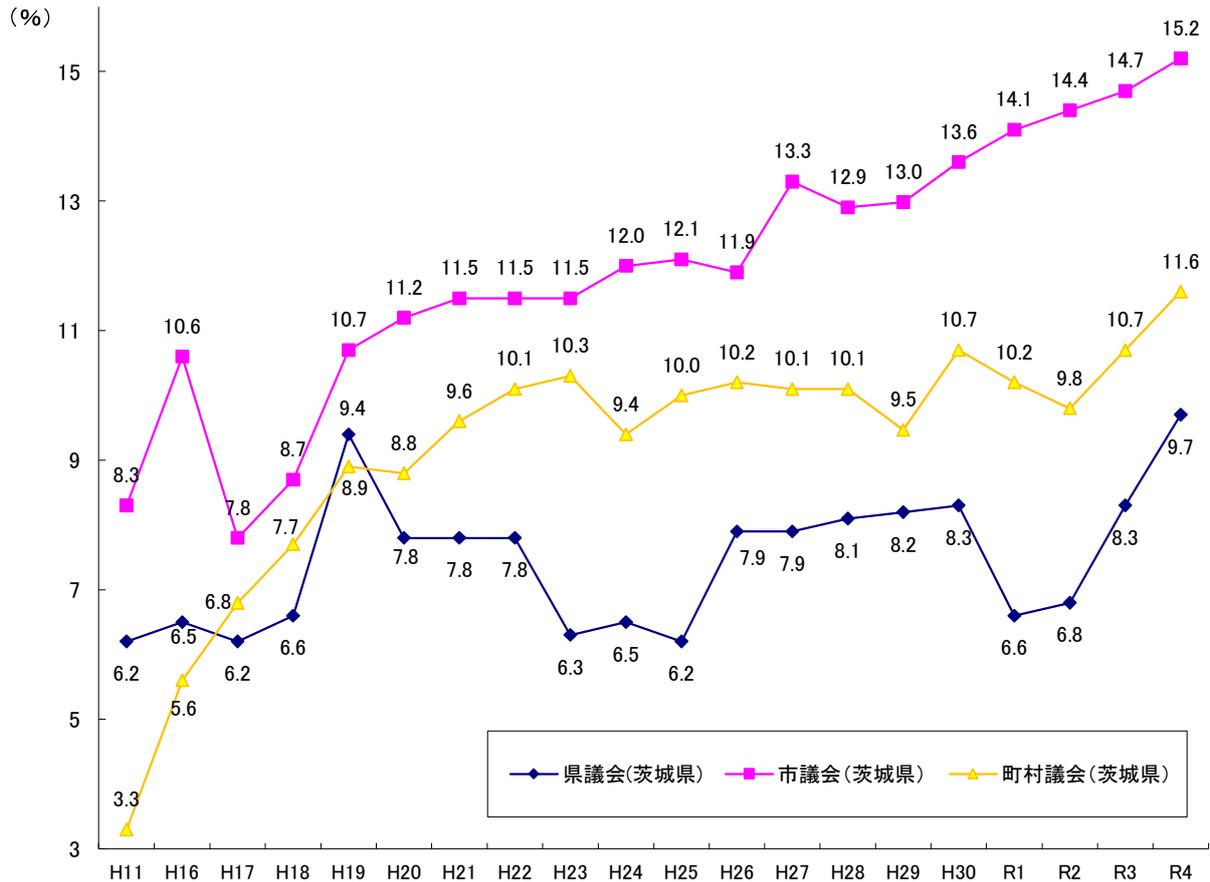


資料出所：茨城県/女性活躍・県民協働課調べ(各年度末現在)  
 全国 /内閣府調べ(調査年月日は各都道府県によって異なる。)

### (3) 県及び市町村議会における女性議員の割合

令和4(2022)年12月31日現在の本県の県及び市町村議会における女性議員の割合は、前年の同時点と比較すると、県議会では1.4ポイント増加、市議会では0.5ポイント増加、町村議会においては0.9ポイントの増加となっている。なお、全国平均は、県議会で11.8%、市議会で18.1%、町村議会で12.2%であり、いずれも全国平均を下回っている。

図表12 県及び市町村議会における女性議員割合の推移(本県)



資料出所:総務省資料より作成(各年12月31日現在)

図表13 都道府県及び市区町村議会における女性議員割合の推移(全国)

(%)

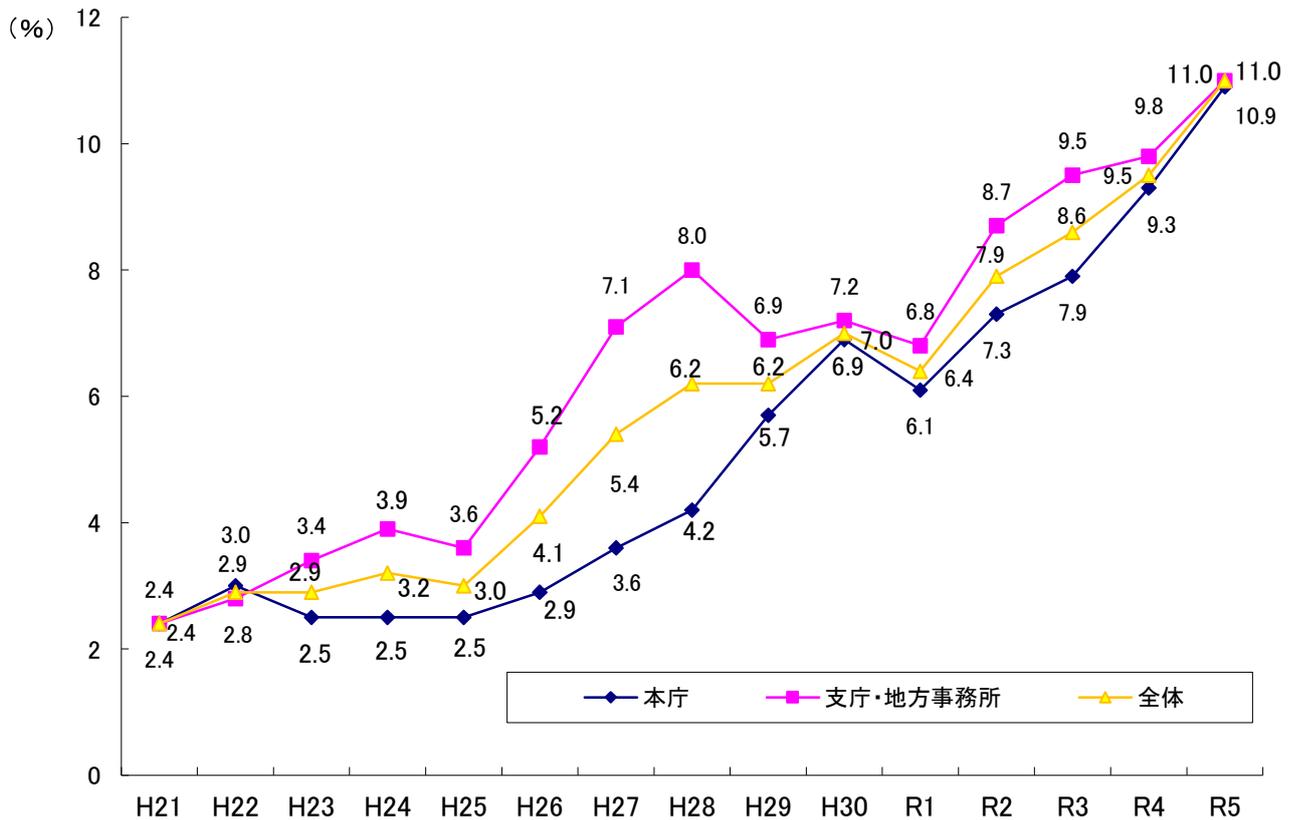
	H16	H21	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
都道府県議会	6.9	8.1	8.9	9.8	9.9	10.1	10.0	11.4	11.5	11.8	11.8
市区議会	12.0	12.9	13.8	14.5	14.6	14.9	15.3	16.6	16.8	17.5	18.1
町村議会	5.8	8.1	8.9	9.5	9.8	9.9	10.1	11.1	11.3	11.7	12.2

資料出所:総務省資料より作成(各年12月31日現在)

#### (4) 公務員の女性管理職（本庁課長相当職以上）の割合

本県の令和5（2023）年4月1日現在の県の管理職（教育関係機関の教育職を除く）における女性管理職の比率は、本庁で10.9%、出先機関である支庁・地方事務所で11.0%、全体で11.0%となっており、いずれも4年連続で上昇したが、依然として全国平均を下回っている。

図表14 公務員の女性管理職（課長相当職以上）への登用状況の推移（本県）



資料出所：茨城県女性活躍・県民協働課調べ（各年4月1日現在）

図表15 都道府県の公務員の女性管理職（課長相当職以上）への登用状況の推移（全国） (%)

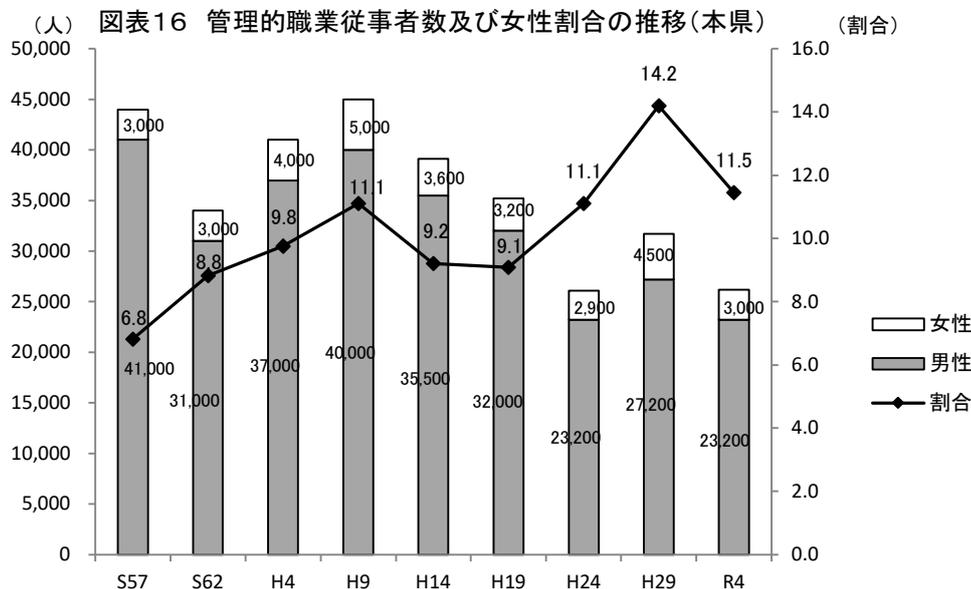
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
本庁	4.2	4.3	4.7	4.8	4.9	5.4	5.9	6.6	7.2	8.0	8.7	9.5	10.2	10.9	12.0
支庁・地方事務所	7.1	7.8	8.2	8.3	8.7	9.1	9.7	10.4	10.9	11.5	11.9	12.8	13.7	14.7	14.6
全体	5.7	6.0	6.4	6.5	6.8	7.2	7.7	8.5	9.0	9.7	10.3	11.1	11.8	12.7	13.2

資料出所：内閣府男女共同参画局資料より作成

(注)管理職の女性比率は、原則4月1日現在で調査しているが、都道府県の事情により時点が違うところもある。

## (5) 女性管理職の状況

本県の管理的職業従事者（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）は平成9年（1997年）以降、男女ともに減少し続けていたが、平成29（2017）年は増加し、令和4（2022）年には再び減少している。また、女性の占める割合についても、平成29（2017）年に大きく上昇したが、令和4（2022）年に減少しており、依然として全国を下回っている。



図表17 管理的職業従事者数及び女性割合の推移(全国) (人、%)

	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H24	H29	R4
総数	2,489,000	2,247,000	2,376,000	2,311,000	2,046,500	1,797,200	1,427,100	1,528,100	1,388,700
女性	177,000	196,000	237,000	236,000	225,900	200,600	191,800	226,600	212,300
割合	7.1	8.7	10.0	10.2	11.0	11.2	13.4	14.8	15.3

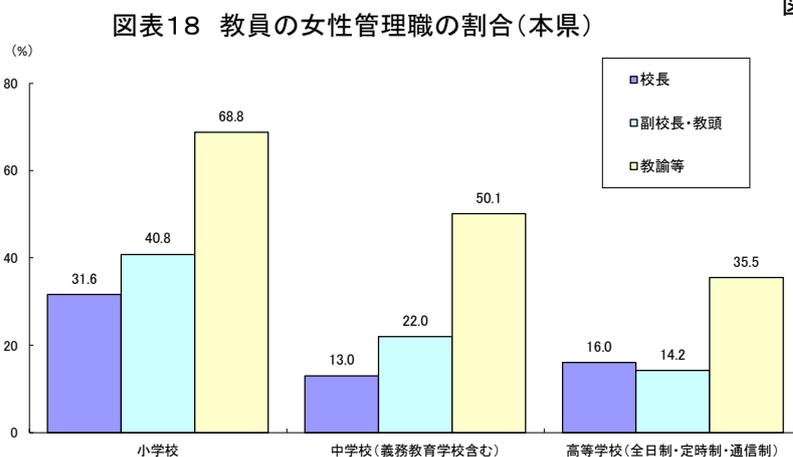
資料出所: 令和4年「就業構造基本調査」(総務省)

(注1)平成24年調査より21年基準の日本標準職業分類が適用されているため、データは完全には接続していない。

(注2)平成9年調査までは千人単位で公表されている。

## (6) 教員の女性管理職の割合

本県の公立小学校、中学校（義務教育学校含む）、高等学校の教育の女性管理職（校長、副校長、教頭）の割合は、全国平均を上回っているかほぼ同程度の割合となっているが、全国同様に教諭等の女性割合に比べて低くなっている。



資料出所: 文部科学省「学校基本調査」(令和5年5月1日現在)

(注)「教諭等」には、「教諭」、「養護(助)教諭」、「栄養教諭」「講師」を含む。

図表19 教員の女性管理職の割合(全国)

小学校	
校長	26.8%
副校長・教頭	32.1%
教諭等	66.1%
中学校(義務教育学校含む)	
校長	11.2%
副校長・教頭	19.4%
教諭等	47.9%
高等学校(全日制・定時制・通信制)	
校長	10.3%
副校長・教頭	14.9%
教諭等	35.9%

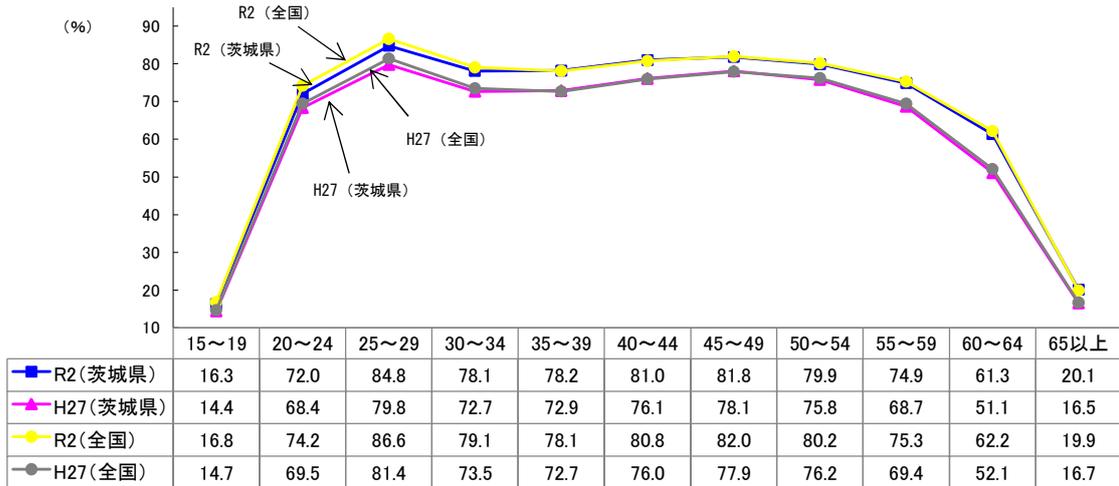
## 4 就業の状況

### (1) 女性の年齢階級別労働力率の推移

令和2(2020)年の国勢調査によると、本県の15歳以上の女性人口(労働力状態「不詳」を除く)は、1,168,246人であり、そのうち女性労働力人口(就業者+完全失業者)は612,228人である。女性労働力率(※)は52.4%であり、全国的女性労働力率53.5%をやや下回っている。また、年齢階級別労働力率(図表22)をみると、全国と同様にM字カーブが平成27(2015)年に比べてゆるやかになっている。

(※) 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合。

図表20 女性の年齢階級別労働力率の推移

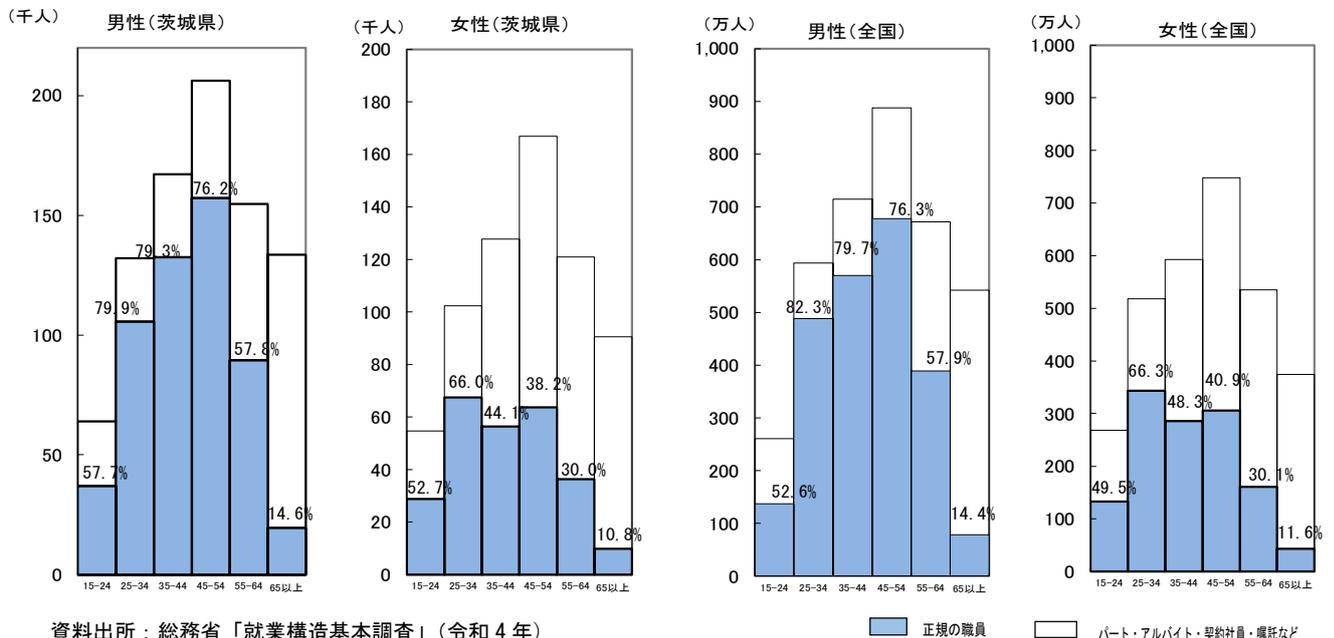


資料出所：総務省「国勢調査」

### (2) 年齢階級別雇用形態

本県の年齢階級別雇用形態を男女別にみると、男性は25~54歳の年齢階級で正規の職員が約8割を占めるのに対し、女性は最も高い25~34歳の年齢階級においても7割に届いていない。また、年齢階級が上がるほど非正規の職員(正規の職員以外)の占める割合が増えている。この傾向は全国同様である。

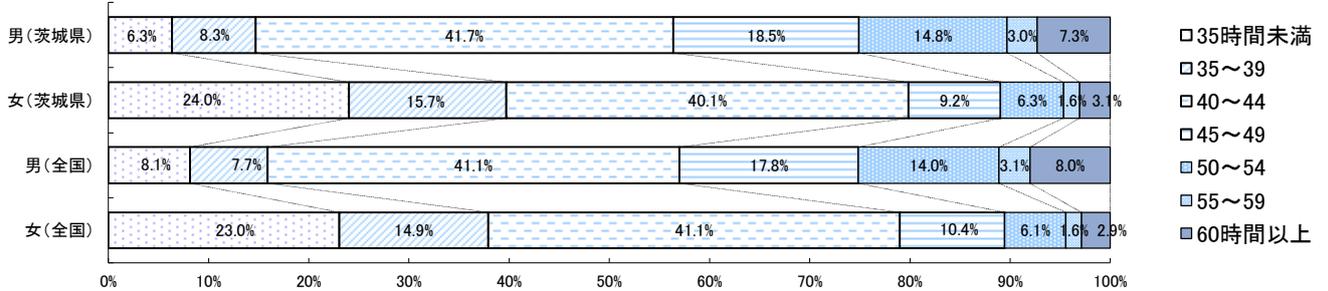
図表21 年齢階級別雇用形態



### (3) 週 60 時間以上就業している雇用者の割合

年間就業日数が 200 日以上の本県の雇用者の 1 週間の就業時間をみると、週 60 時間以上働いている者は、女性が全体の 3.1%なのに対し、男性は 7.3%にのぼり、全国同様に、男性の長時間労働がみてとれる。

図表22 週間就業時間階級別雇用者の割合(年間就業日数 200 日以上)

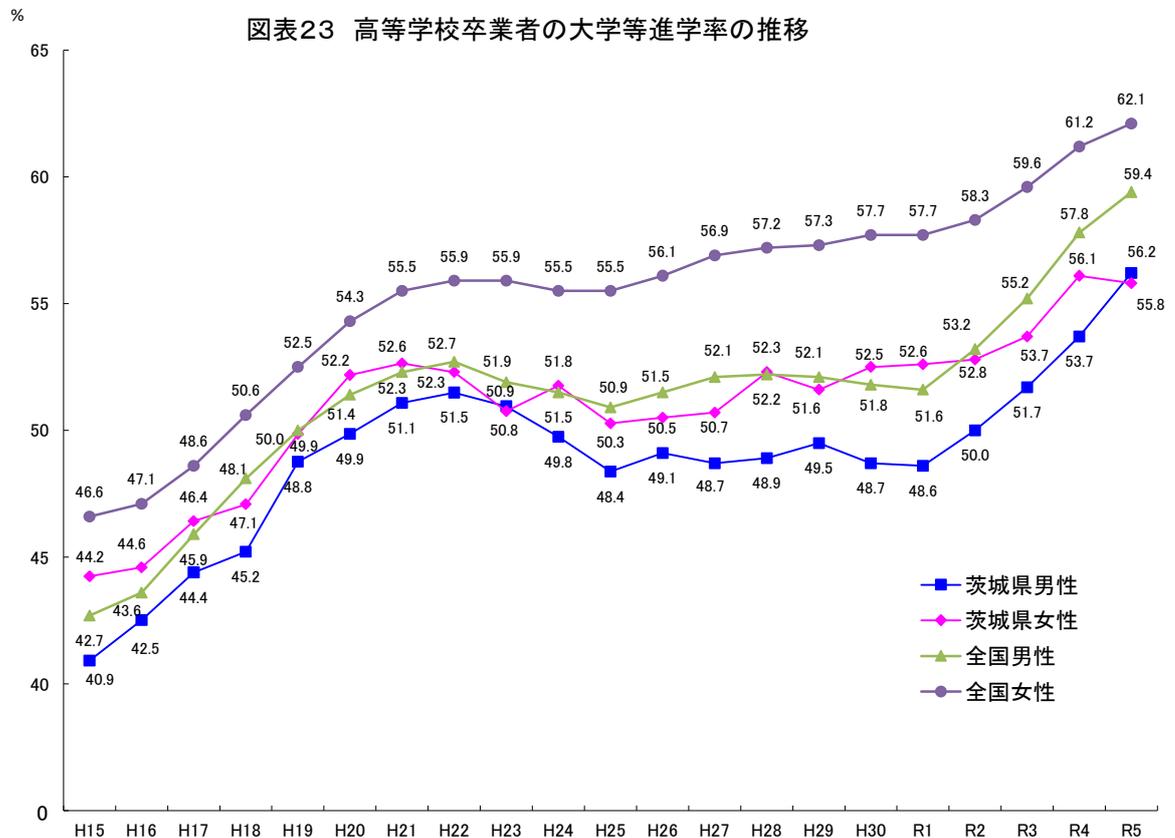


資料出所：総務省「就業構造基本調査」(令和 4 年)

## 5 進学者の状況

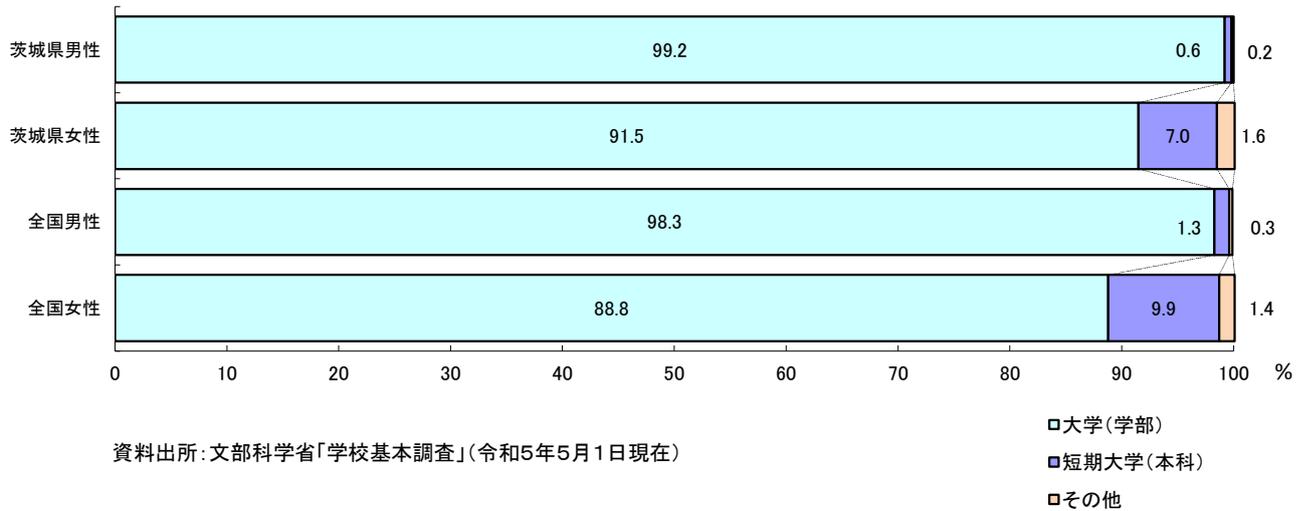
### (1) 大学等進学率の推移

本県における高等学校卒業者の大学等進学率(大学、短期大学等に進学する者の割合)は、平成 20(2008)年以降男女ともに 5 割程度で推移しており、男女ともに全国を下回っている。本県及び全国ともに大学等進学者のうち、男性は 100% 近くの者が大学(学部)へ進学しているのに対し、女性は大学(学部)への進学のほか短期大学(本科)への進学も一定の割合を占めている。



資料出所：文部科学省「学校基本調査」(各年 5 月 1 日現在)

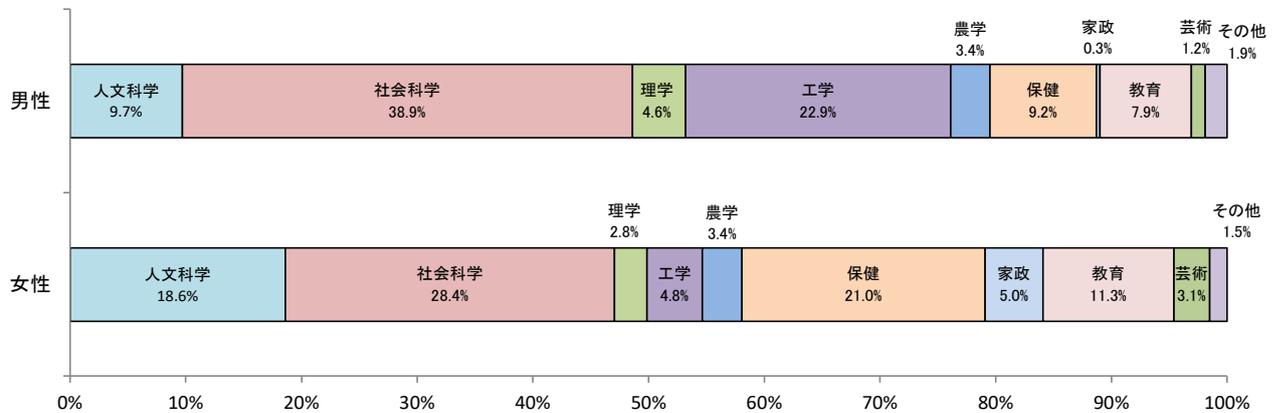
図表24 高等学校卒業生(令和5年3月卒)の大学等進学者の内訳



(2) 大学進学者の学部別比率

本県の大学進学者の学部別比率は、男性が社会科学系、工学系への進学比率が高いのに対し、女性は人文科学系、社会科学系、保健関係（看護）への進学比率が高い。

図表25 高等学校卒業生(令和5年3月卒)の大学進学者の学部別比率(本県)



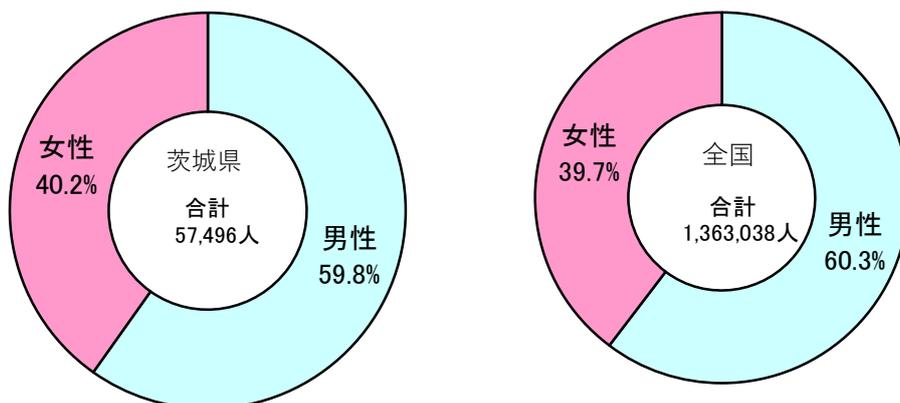
資料出所: 茨城県教育庁総務課「令和5年度高等学校等生徒の卒業後の進路状況調査」(令和5年5月1日現在)

## 6 農業における状況

### (1) 基幹的農業従事者に占める男女の割合

本県の令和2（2020）年の基幹的農業従事者数（15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者の数）は、男女合わせて57,496人、男女の割合は、男性59.8%、女性40.2%である。男性に比べて女性の割合が低いが、この傾向は全国同様である。

図表26 基幹的農業従事者に占める男女の割合

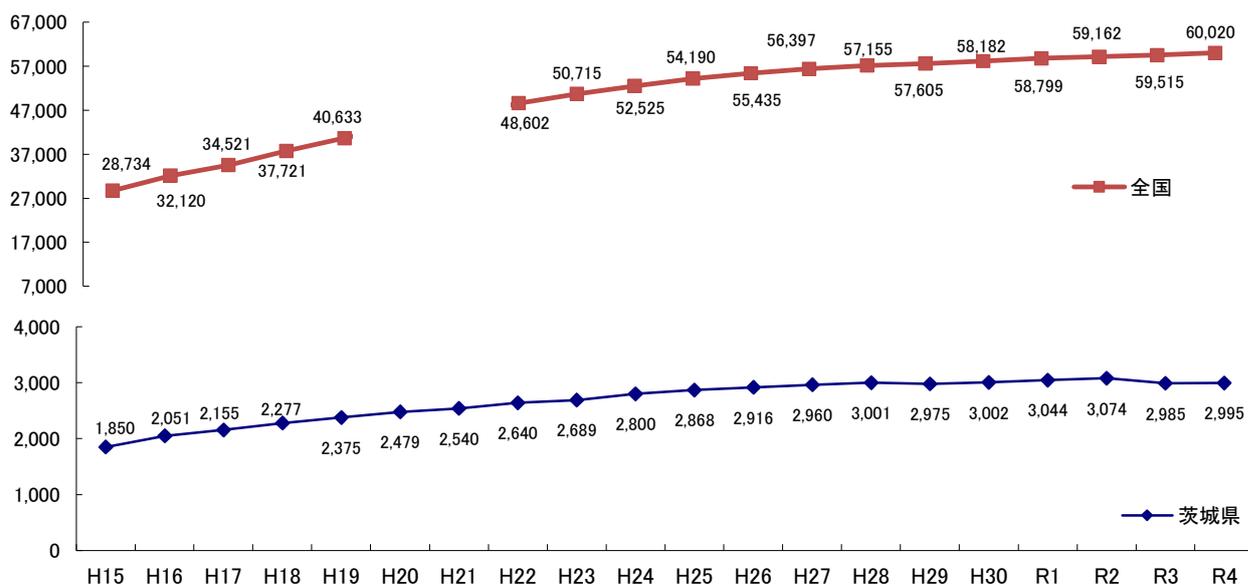


資料出所：農林水産省「2020年農林業センサス結果概要」（令和2年）

### (2) 家族経営協定締結農家数の推移

本県の家族経営協定（農家構成員の役割分担の明確化等）を締結している農家数は、平成28（2016）年度までは全国同様、毎年増加。平成29（2017）年度以降は一時的な減少（平成29年度、令和3年度）はあるものの、微増傾向で推移している。

図表27 家族経営協定締結農家数の推移



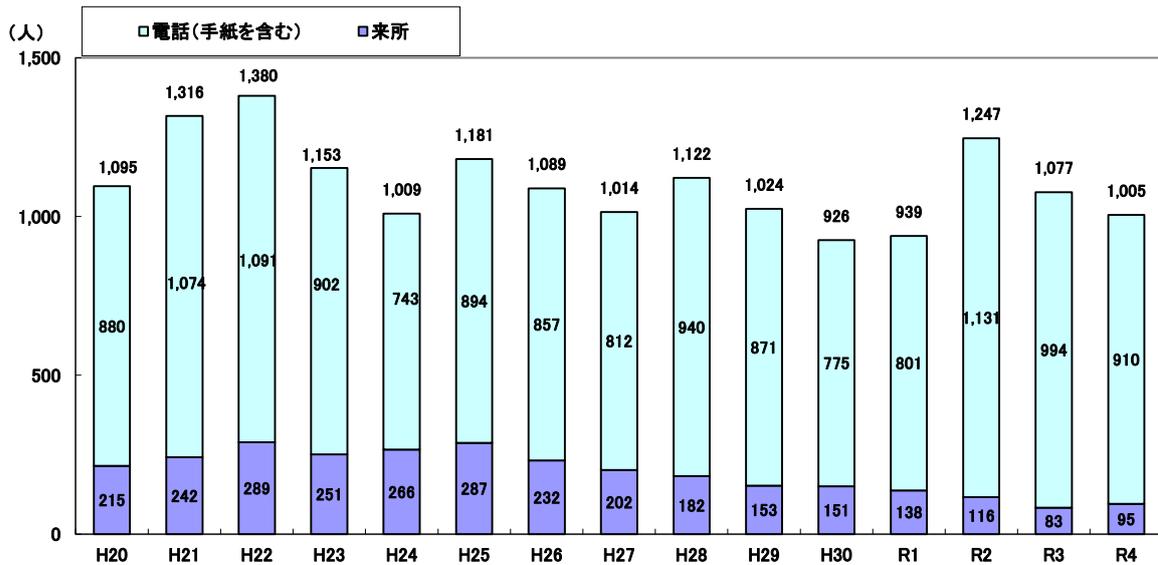
資料出所：農林水産省調べ（各年度末現在）  
 （注）平成20年度と平成21年度は全国値なし

## 7 男女間における暴力

### (1) 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）におけるDV相談及び一時保護状況

本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）におけるDVに係る相談件数は、令和4（2022）年度中は1,005件で、件数が急増した令和2（2020）年度以降、徐々に減少している。相談件数のうち電話相談が約9割を占め、全国と比較して割合が高くなっている。一時保護については、83.6%がDVによるもので、件数は令和3（2021）年度に比べ微増したが、過去からは減少傾向にある。

図表28 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）におけるDV相談件数の推移（本県）



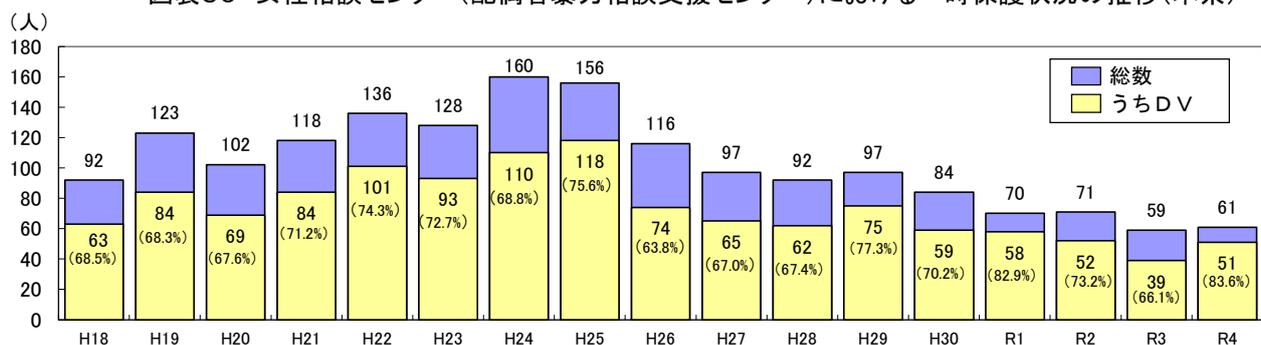
資料出所：青少年家庭課調べ

図表29 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力の被害者からの相談を受理した件数（全国）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
来所	30,060	31,855	34,530	33,418	32,385	34,849	36,506	37,911	34,522	35,692
電話	64,797	65,895	72,246	69,780	70,043	75,964	77,868	86,168	82,922	81,173
その他	5,104	5,213	4,854	3,169	3,682	3,668	4,902	5,412	5,034	5,346
総数	99,961	102,963	111,630	106,367	106,110	114,481	119,276	129,491	122,478	122,211

資料出所：内閣府調べ

図表30 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）における一時保護状況の推移（本県）

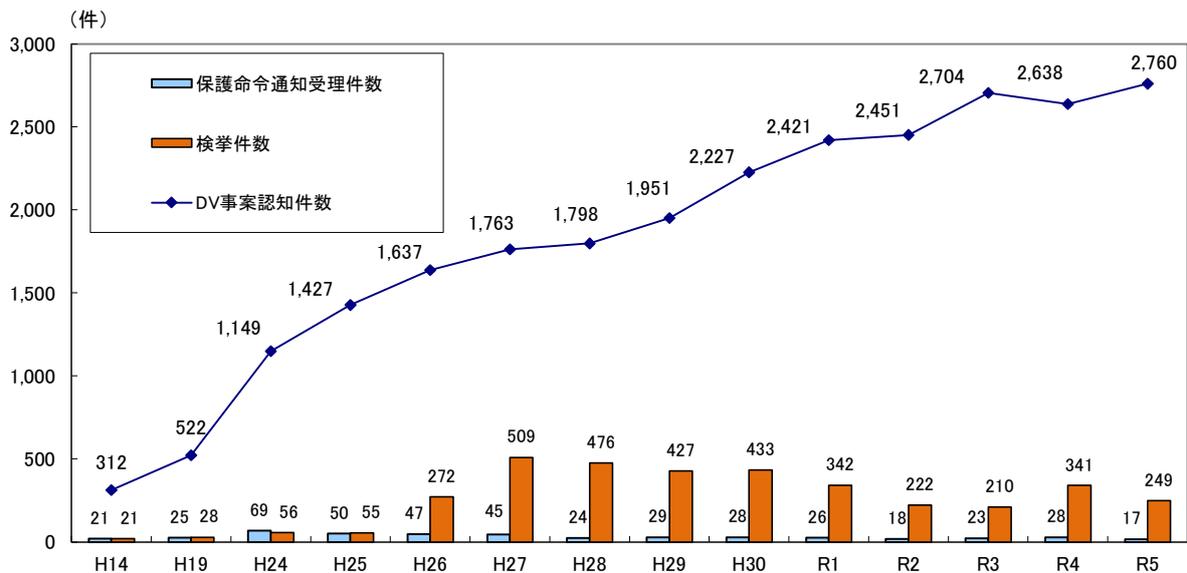


資料出所：青少年家庭課調べ

## (2) 警察本部におけるDV事案認知件数、検挙件数及び保護命令通知受理件数

本県の警察で受理したDV事案の認知件数は、令和5（2023）年12月末2,760件（前年比+122件）である。また、DV事案の事件検挙件数は、同249件（前年比-92件）で、裁判所から発令された保護命令（被害者への接近禁止命令、自宅からの退去命令等）の通知受理件数は、同17件（前年比-11件）である。

図表31 警察本部におけるDV事案認知件数、検挙件数及び保護命令通知受理件数(本県)



資料出所：茨城県警察本部人身安全少年課調べ（各年12月末現在）

図表32 配偶者からの暴力事案等相談等状況、検挙件数及び保護命令通知(全国) (件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (暫定値)
相談等件数	43,950	49,533	59,072	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619
刑法犯・他の特別法犯検挙	4,103	4,300	6,875	7,914	8,291	8,342	9,017	9,090	8,702	8,634	8,535	8,861
保護命令違反検挙	121	110	120	106	104	80	71	71	76	69	46	63
保護命令通知	2,572	2,379	2,576	2,415	2,143	1,859	1,726	1,663	1,460	1,334	1,082	1,168

資料出所：警察庁生活安全局調べ

(注1) 相談等件数については、法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命に対する脅迫を受けた事案について、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。

(注2) 検挙件数については、警察庁において以前は刑法犯・他の特別法犯検挙と保護命令違反検挙を合わせて計上し公表していたが、現在は、刑法犯・他の特別法犯検挙と保護命令違反検挙を分けて公表している。

(注3) 令和5年は暫定値。(令和6年3月15日現在)

### (3) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数

厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室で取り扱った職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、令和4（2022）年度 102 件（前年比－57 件）である。また、全国の雇用環境・均等部（室）で取り扱った相談件数は、6,849 件（前年比－221 件）である。

図表33 厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室で取り扱った職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談計 (件、%)	77 (100)	78 (100)	173 (100)	163 (100)	152 (100)	89 (100)	85 (100)	89 (100)	140 (100)	119 (100)	159 (100)	102 (100)
労働者等 件、(%)	67 (87)	70 (90)	162 (94)	137 (84)	116 (76)	—	—	—	—	—	—	—
事業主 件、(%)	10 (13)	8 (10)	11 (6)	26 (16)	36 (24)	—	—	—	—	—	—	—

資料出所：厚生労働省茨城労働局調べ

(注)平成 28 年度より相談計における内訳統計をとっていない。

図表34 都道府県労働局雇用均等部(室)で取り扱った職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移(全国)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談計 (件、%)	12,228 (100)	9,981 (100)	9,230 (100)	11,289 (100)	9,580 (100)	7,526 (100)	6,808 (100)	7,639 (100)	7,323 (100)	6,337 (100)	7,070 (100)	6,849 (100)
女性労働者 件、(%)	7,517 (61)	5,838 (58)	5,700 (62)	6,725 (60)	6,185 (65)	—	—	—	—	—	—	—
男性労働者 件、(%)	544 (4)	549 (6)	483 (5)	618 (5)	642 (7)	—	—	—	—	—	—	—
その他 件、(%)	2,204 (18)	1,782 (18)	1,662 (18)	2,098 (19)	1,583 (17)	—	—	—	—	—	—	—
事業主 件、(%)	1,963 (16)	1,812 (18)	1,385 (15)	1,848 (16)	1,170 (12)	—	—	—	—	—	—	—

資料出所：内閣府男女共同参画局および厚生労働省資料より作成

(注1)構成比は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても100にはならない場合がある。

(注2)平成 28 年度より相談計における内訳統計をとっていない。

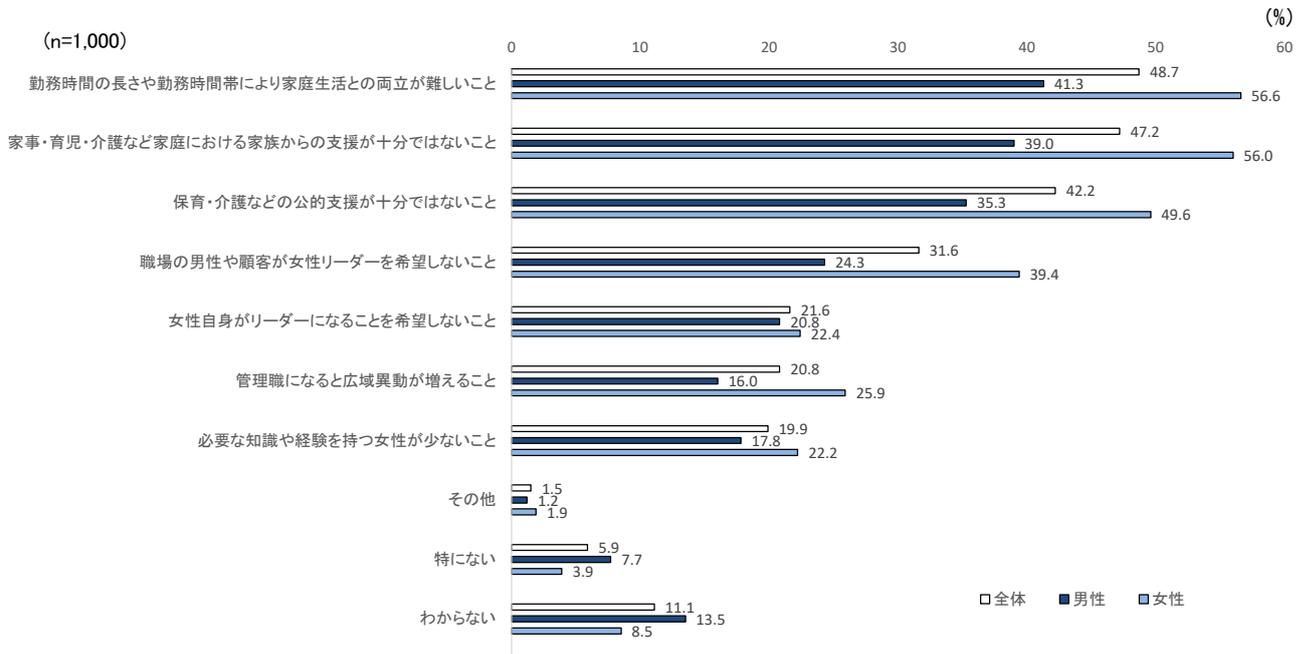
## 8 女性の活躍推進

### (1) 女性がリーダーとして活躍する際の障害

ネットリサーチ調査結果によると、女性がリーダーとして活躍する際の障害としては、「勤務時間の長さや勤務時間帯により家庭生活との両立が難しいこと」(48.7%)が最も高く、次いで、「家事・育児・介護など家庭における家族からの支援が十分ではないこと」(47.2%)となっている。

図35 女性がリーダーとして活躍する際の障害(本県)

あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性がリーダーとして活躍する際に障害となるものは何だと思えますか。(あてはまるものすべて)



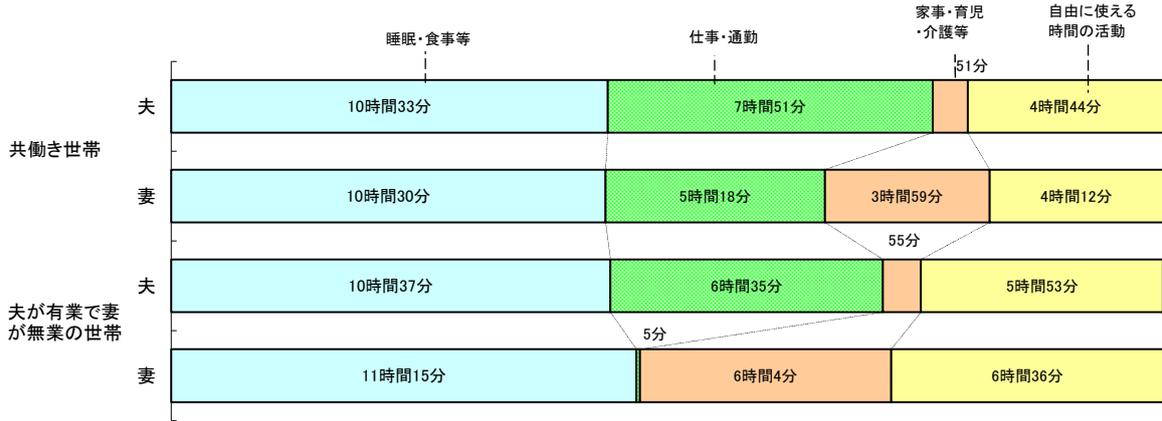
資料出所：茨城県報道・広聴課「令和5年度ネットリサーチ」

### (2) 育児や介護、家事などに費やす時間の男女差

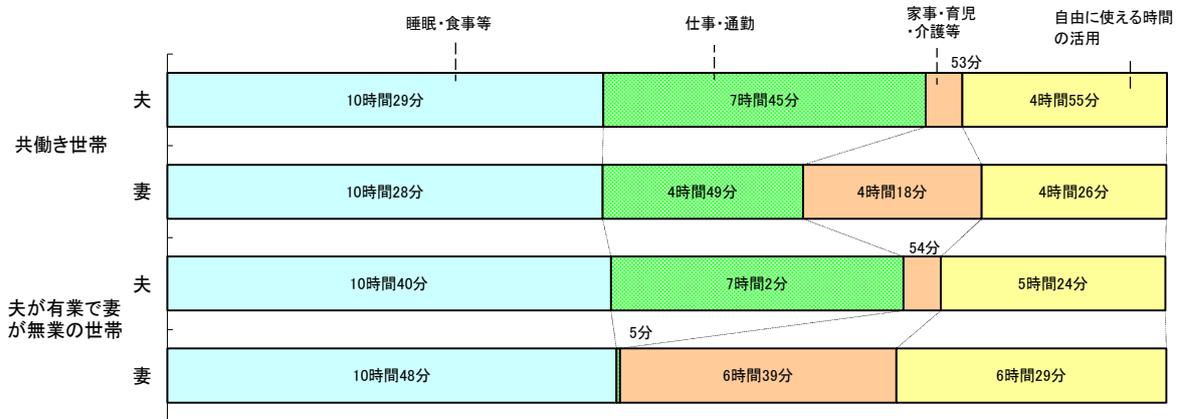
総務省の「令和3年度社会生活基本調査」によると、本県の共働き世帯が1日の中で「家事・育児・介護等」に費やす時間は、男性51分、女性3時間59分、「仕事・通勤」に費やす時間は、男性7時間51分、女性5時間18分となっている。「家事・育児・介護等」に費やす時間は女性、「仕事・通勤」に費やす時間は男性の方が長くなっている現状がある。

男性よりも女性の方が家事・育児などにより多くの時間を費やしていることが、職業生活における女性の活躍が進まない要因の一つだという意見について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【そう思う】が40代以上の女性で9割近くを占めている。

図表36 夫と妻の生活時間(本県)



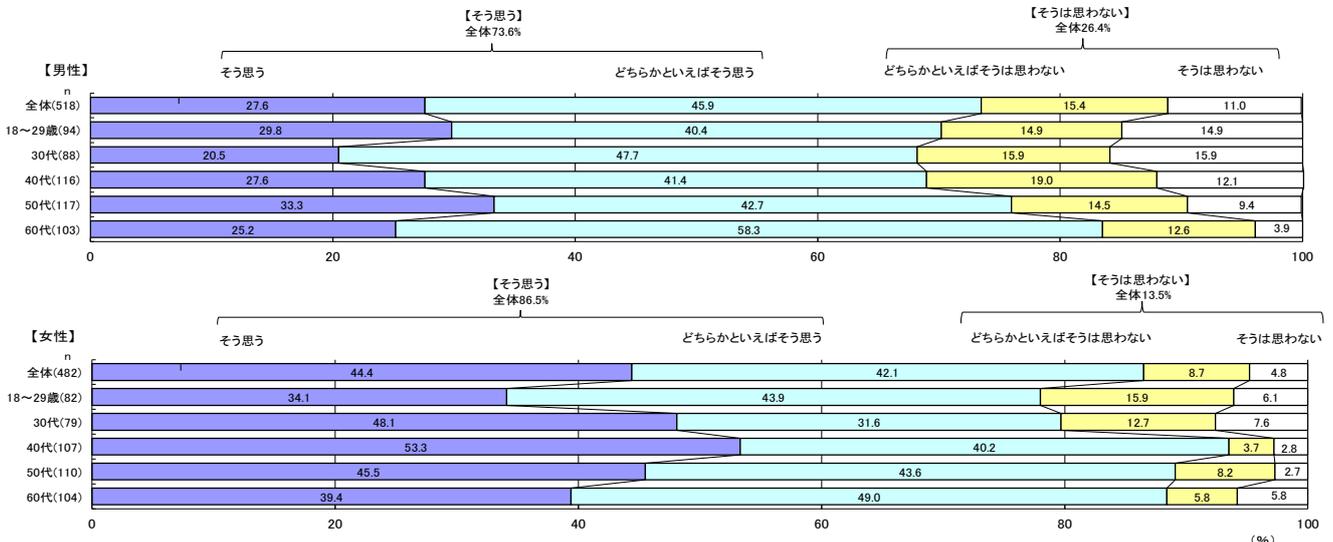
図表37 夫と妻の生活時間(全国)



資料出所:総務省統計局「社会生活基本調査」(令和3年)より作成  
 (注)「生活時間」から以下の時間を抽出  
 【睡眠・食事等】睡眠、身の回りの用事、食事  
 【仕事・通勤】通勤・通学、仕事、学業  
 【家事・育児・介護等】家事、介護・看護、育児、買い物  
 【自由に使える時間の活用】移動(通勤・通学を除く)、趣味・娯楽など

図38 職業生活において女性の活躍が進まない要因(本県)

育児や介護、家事などに女性の方がより多くの時間を費やしていることが、職業生活における女性の活躍が進まない要因の一つだという意見がありますが、あなたはこの意見について、どう思いますか。

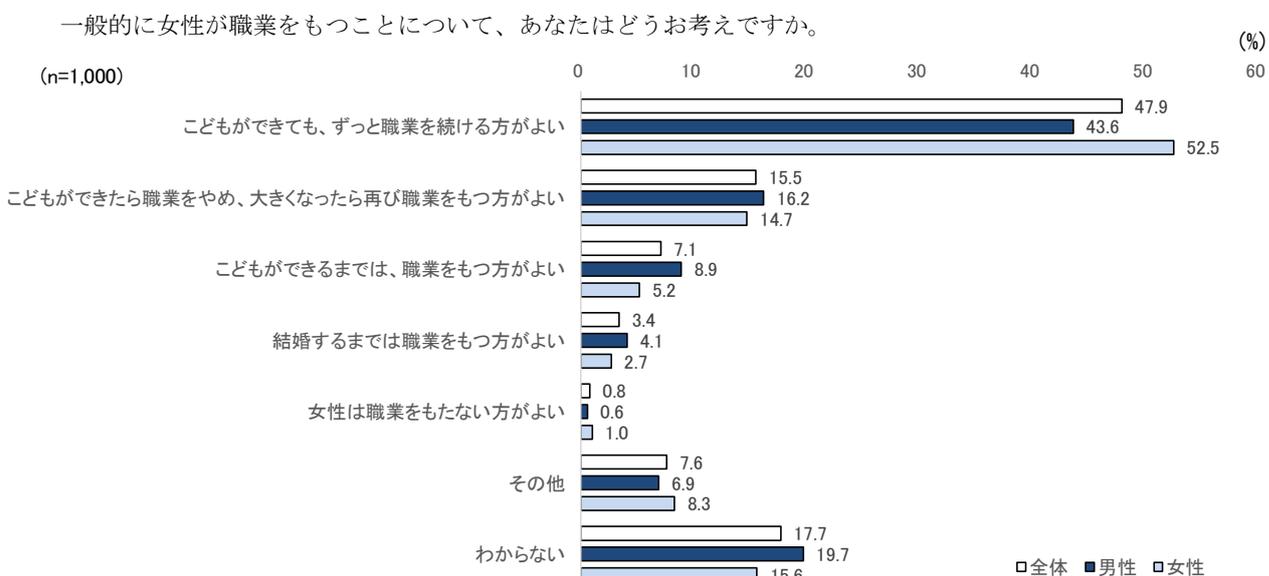


資料出所:茨城県報道・広聴課「令和5年度ネットリサーチ」  
 (注2) 端数処理の関係で、各グラフの合計が100%にならない場合がある。

### (3) 女性が職業をもつことについての考え

女性が職業をもつことについての考えは、「こどもができて、ずっと職業を続ける方がよい」(47.9%)が男女ともに最も高く、女性は50%を超えている。次いで、「わからない」(17.7%)、「こどもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(15.5%)、「こどもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(15.5%)と続く。「その他」(7.6%)では、「個人の自由」という意見が多く見られた。

図39 女性が職業をもつことについての考え(本県)

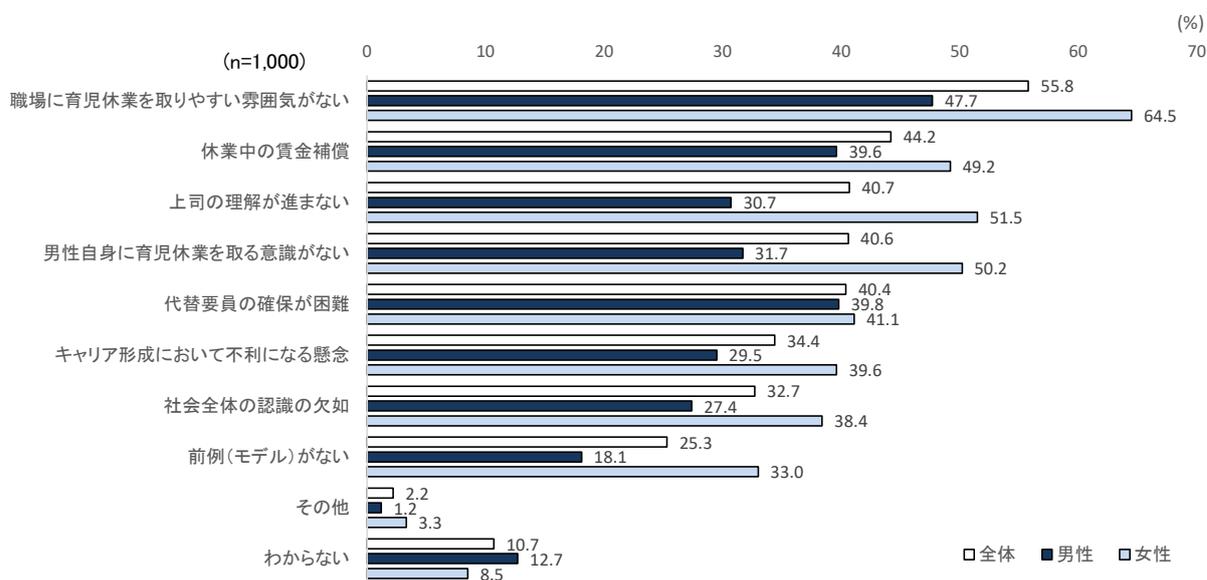


### (4) 男性が育児休業を取得するにあたっての課題

男性が育児休業を取得するにあたり、特に課題だと思ふことは、「職場に育児休業を取りやすい雰囲気がない」(55.8%)が50%を超えて最も高く、次いで、「休業中の賃金補償」(44.2%)、「上司の理解が進まない」(40.7%)、「男性自身に育児休業を取る意識がない」(40.6%)、「代替要員の確保が困難」(40.4%)と4割台が続いている。

図40 男性が育児休業を取得するにあたっての課題(本県)

あなたは、男性が育児休業を取得するにあたり、課題は何だと思いますか。(あてはまるものすべて)



## 9 県内市町村の男女共同参画推進状況（全国との比較）

県内市町村の男女共同参画の推進状況をみると、男女共同参画に関する計画策定及び条例の制定状況は、全国平均を上回っているが、審議会等の女性委員比率、管理職に占める女性の割合、女性議員の割合は、いずれも全国平均を下回っている。

(1) 市町村における男女共同参画に関する計画の策定状況（令和5（2023）年4月1日現在）

策定率 (%)	前年度策定率 (%)	全国平均 (%)
100.0 (44/44)	100.0 (44/44)	89.3

(2) 市町村における男女共同参画に関する条例の制定状況（令和5（2023）年4月1日現在）

制定率 (%)	前年度制定策定率 (%)	全国平均 (%)
59.1 (26/44)	59.1 (26/44)	39.7

(3) 市町村における法律、政令及び条例により設置された審議会等の女性委員比率（令和5（2023）年4月1日現在）

女性比率 (%)	前年度女性比率 (%)	全国平均 (%) ※
27.5	27.0	28.5

※全国平均は、全市町村の委員総数に占める女性委員の割合。

(4) 市町村における公務員の管理職（課長相当職以上(全体)）に占める女性の割合（令和5（2023）年4月1日現在）

女性比率 (%)	前年度女性比率 (%)	全国平均 (%) ※
13.7	13.4	17.6

※全国平均は、全市町村の管理職総数に占める女性管理職の割合。

(5) 市町村議会の女性議員の状況（令和4（2022）年12月31日現在）

女性比率 (%)	前年度女性比率 (%)	全国平均 (%) ※
14.5	13.9	15.9

※全国平均は、全市町村議会の議員総数に占める女性議員の割合。

資料出所：内閣府男女共同参画局資料より作成

## II 茨城県男女共同参画基本計画(第4次)指標項目の進捗状況

### 1 目標指標(男女共同参画推進のため、達成に向けて取り組む目標を設定するもの)

#### <基本目標Ⅰ>あらゆる分野における男女共同参画の推進

番号	指標項目 【所管課】	単位	現状値(A) R1(2019)実績 (*はそれ以外)	実績						目標値(B) R7(2025)年度 (*はそれ以外)
				(参考) R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	
1	県審議会等における女性委員の割合	%	実績値	34.8	37.5	40.2	42.6	/	/	50.0
			期待値	/	40.0	42.5	45.0	47.5	50.0	
			達成率	/	103.8%	101.3%	-	-	-	
	【女性活躍・県民協働課】	評価	/	A	A	-	-	-		
2	県内企業の1か月あたり所定外労働時間数(暦年)	時間	実績値	11.4	10.8	10.5	10.8	/	/	8.5
			期待値	/	10.34	9.88	9.42	8.96	8.50	
			達成率	/	84.9%	39.5%	-	-	-	
	【労働政策課】	評価	/	B+	C	-	-	-		

#### <基本目標Ⅱ>安全・安心な暮らしの実現

番号	指標項目 【所管課】	単位	現状値(A) R1(2019)実績 (*はそれ以外)	実績						目標値(B) R7(2025)年度 (*はそれ以外)
				(参考) R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	
3	県民が希望する子どもの数と実際の子どもの数の差	人	実績値	0.46	0.42	0.38	0.40	/	/	現状値より改善
			期待値	/	現状値より改善	現状値より改善	現状値より改善	現状値より改善	現状値より改善	
			達成率	/	-	-	-	-	-	
	【少子化対策課】	評価	/	-	-	-	-	-		
4	乳がん検診受診率(国民生活基礎調査)	%	実績値	46.2	-	-	46.6	/	/	* 50.0 (R4年度)
			期待値	/	-	50.0	-	-	-	
			達成率	/	-	10.5%	-	-	-	
	【健康推進課】	評価	/	-	C	-	-	-		
5	子宮頸がん検診受診率(国民生活基礎調査)	%	実績値	41.7	-	-	42.4	/	/	* 50.0 (R4年度)
			期待値	/	-	50.0	-	-	-	
			達成率	/	-	8.4%	-	-	-	
	【健康推進課】	評価	/	-	C	-	-	-		

#### <基本目標Ⅲ>男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

番号	指標項目 【所管課】	単位	現状値(A) R1(2019)実績 (*はそれ以外)	実績						目標値(B) R7(2025)年度 (*はそれ以外)	
				(参考) R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度		
6	保育所等の待機児童数(4月1日現在)	人	実績値	* 193	193	13	8	5	/	0	
			期待値	/	(R2.4.1)	0	0	0	0		0
			達成率	/	/	93.3%	95.9%	97.4%	-		-
	【子ども未来課】	評価	/	/	B+	B+	B+	-	-		

#### 【達成率について】

(実績値－現状値)÷(期待値－現状値)により算出された達成率を、%により記載  
※期待値は、項目によって、考え方(積算)は異なる。

#### 【評価について】

A : 達成率 100%以上  
B+ : 達成率 80～99%  
B : 達成率 50～79%  
C : 達成率 50%未満  
- : 最新データ未調査等

#### 【目標指標のR4(2022)年度実績(総括)】

評価	R4(2022)年度
A	1
B+	1
B	0
C	3
-	1

## 2 参考項目(男女共同参画推進の状況把握のための参考とするもの)

項目		単位	現状値 (R元年度)	実績値 (参考:R2年度)	実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	実績値 (R5年度)	実績値 (R6年度)	実績値 (R7年度)		
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①管理的職業従事者(会社役員、会社管理職員、管理的公務員等)に占める女性の割合 (国勢調査、就業構造基本調査)	%	15.7	14.2	14.9	11.5				
		【女性活躍・県民協働課】		(H27年国勢調査)	(H29年就業構造基本調査)	(R2年国勢調査)	(R4年就業構造基本調査)				
		②県の審議会等における女性委員の割合(法令設置)(茨城県) (内閣府調査)	%	32.5	36.0	38.9	40.5				
		【女性活躍・県民協働課】									
		③都道府県議会議員に占める女性の割合(茨城県) (総務省調査)	%	8.3	6.6	8.3	9.7				
		【女性活躍・県民協働課】									
	④市区議会議員に占める女性の割合(茨城県) (総務省調査)	%	13.6	14.1	14.7	15.2					
	【女性活躍・県民協働課】										
	⑤町村議会議員に占める女性の割合(茨城県) (総務省調査)	%	10.7	10.2	10.7	11.6					
	【女性活躍・県民協働課】										
	2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	⑥男女間賃金格差(茨城県) (賃金構造基本統計調査)	%	73.2	73.6	74.1	74.1				
				【女性活躍・県民協働課】							
		⑦性別・配偶者の有無による有業率の差									
			25-34歳	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
			35-44歳	12%	-23%	9%	-21%	7%	-20%	11%	-9%
			45-54歳	17%	-11%	13%	-10%	13%	-8%	13%	0%
		⑧「働き方改革優良(推進)企業」の認定企業数 (労働政策課調べ)	社	33	57	122	201				
				【労働政策課】							
⑨県内中小企業の年次有給休暇取得率 (中小企業労働事情実態調査)		%	55.53	60.63	60.58	59.58					
			【労働政策課】	(H30年度)	(R元年度)	(R2年度)	(R3年度)	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	
3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進		⑩家族経営協定締結農家数 (農林水産省調べ)	戸	3,044	3,074	2,985	2,995				
		【農業技術課】									
4 科学技術・学術における男女共同参画の推進	⑪理系大学進学率	%									
	県全体		35.7	35.9	37.5	36.4					
	男性		41.2	40.7	42.5	40.2					
	女性		29.7	30.7	32.1	32.0					
	【高校教育課】										

項目		単位	現状値 (R元年度)	実績値 (参考:R2年度)	実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	実績値 (R5年度)	実績値 (R6年度)	実績値 (R7年度)	
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	1 あらゆる暴力の根絶	⑫DV事案の認知件数 (県警本部調べ)	2,421	2,451	2,704	2,638				
		【県警本部人身安全対策課】	(H31.1～R1.12)	(R2.1～R2.12)	(R3.1～R3.12)	(R4.1～R4.12)	(R5.1～R5.12)	(R6.1～R6.12)	(R7.1～R7.12)	
	2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	⑬母子・父子自立支援プログラム策定件数 (青少年家庭課調べ)	31	46	149	130				
		【青少年家庭課】								
3 生涯を通じた健康支援										
4 防災・復興における男女共同参画の推進	⑭茨城県における消防団員に占める女性の割合 (消防安全課調べ)	%	2.43	2.48	2.53	2.72				
	【消防安全課】									
基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	⑮保育所等の待機児童数(10月1日現在) (子ども未来課調べ)	640	367	197	206				
		【子ども未来課】	(R1.10.1現在)	(R2.10.1現在)	(R3.10.1現在)	(R4.10.1現在)	(R5.10.1現在)	(R6.10.1現在)	(R7.10.1現在)	
	2 教育・メディアを通じた男女双方の意識改革、理解の促進	⑯地域包括支援センター数(サブセンター、ランチ含む) (長寿福祉課調べ)	所	162	162	161	161			
		【長寿福祉課】								
		⑰固定的な性別役割分担意識を持たない県民の割合 (女性活躍・県民協働課調べ)	%	66.4	-	-	-			
【女性活躍・県民協働課】										
	⑱社会全体でみた男女の地位が平等であると感じている県民の割合 (女性活躍・県民協働課調べ)	%	9.2	-	-	-				
	【女性活躍・県民協働課】									

### Ⅲ 男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連等	日本	茨城県
1946 (昭和 21)	・国連「婦人の地位委員会」発足	・日本初の婦人参政権行使 ・「日本国憲法」公布 (1947(昭和 22)施行)	
1975 (昭和 50)	・国際婦人年 目標：平等、発展、平和 ・国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催	
1976 (昭和 51)	・「国連婦人の10年」スタート(1976～1985)	・民法改正(離婚復氏制度の改正)	
1977 (昭和 52)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」(現:国立女性教育会館)設置	
1978 (昭和 53)			・生活福祉部に「青少年婦人課」設置 ・「婦人問題対策連絡調整要綱」制定
1979 (昭和 54)	・国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	・「婦人問題懇話会」設置
1980 (昭和 55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「民法・家事審判法」改正(配偶者法定相続分引き上げ他)	・第2次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」を位置付ける
1981 (昭和 56)	・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	・国内行動計画後期重点目標設定	
1984 (昭和 59)		・「国籍法」改正(父系優先血統主義の撤廃)	
1985 (昭和 60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(1平等、2発展、3平和、4特殊な状況の婦人、5国際及び地域協力)	・「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) ・「労働基準法」改正 ・「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭和 61)		・婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参加の促進」を位置付ける
1987 (昭和 62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「茨城県立婦人教育会館」設置
1988 (昭和 63)		・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議	
1989 (昭和 64・平成元)	・児童の権利に関する条約採択	・新学習指導要領告示(高等学校家庭科男女必修等)	
1990 (平成 2)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・女性プラン策定に関する提言(婦人問題推進有識者会議) ・「茨城県女性対策推進本部」設置

年	国連等	日本	茨城県
1991 (平成 3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」公布</li> <li>・「西暦 2000 年に向けての国内行動計画」第一次改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いばらきローズプラン 21」策定、「いばらきローズプラン 21 推進委員会」設置</li> </ul>
1993 (平成 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界人権会議(ウィーン)</li> <li>・女性に対する暴力撤廃宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パートタイム労働法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉課に「女性青少年室」設置</li> </ul>
1994 (平成 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO 第 175 号条約(パートタイム労働に関する条約)採択</li> <li>・国際人口開発会議(カイロ)「行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会(政令)」、「男女共同参画推進本部」設置</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第 2 回及び第 3 回報告審議</li> <li>・家庭科の男女必須完全実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉部に「女性青少年課」設置</li> </ul>
1995 (平成 7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動(北京)</li> <li>・「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」を「育児・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」を位置付ける</li> <li>・「男と女・ハーモニー週間」設定</li> </ul>
1996 (平成 8)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足</li> <li>・「男女共同参画 2000 年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いばらきハーモニープラン」策定</li> </ul>
1997 (平成 9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画審議会(法律)」設置</li> <li>・「介護保険法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県立婦人会館を茨城県女性プラザに改称、茨城県鹿行生涯学習センターを併設</li> </ul>
1999 (平成 11)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性青少年課を福祉部から知事公室へ組織替</li> </ul>
2000 (平成 12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)</li> <li>・ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標 3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上)</li> <li>・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定</li> </ul>
2001 (平成 13)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>・第 1 回男女共同参画週間(以降、毎年実施)</li> <li>・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茨城県男女共同参画推進条例」施行</li> <li>・「男女共同参画審議会」設置</li> <li>・「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」に改称</li> </ul>
2002 (平成 14)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)」策定</li> <li>・「男女共同参画苦情・意見処理委員会」設置</li> </ul>
2003 (平成 15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画本部決定</li> </ul>	

年	国連等	日本	茨城県
2003 (平成 15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議</li> <li>・「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> </ul>	
2004 (平成 16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> </ul>	
2005 (平成 17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性フロンティア男女共同参画支援室」設置</li> </ul>
2006 (平成 18)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茨城県男女共同参画実施計画(平成18年度～平成22年度)」策定</li> </ul>
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「パートタイム労働法」改正</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	
2009 (平成 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連女子差別撤廃委員会(日本の女子差別徹底条約実施状況第6回報告に関する審議・勧告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議</li> </ul>	
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)</li> <li>・国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUN IFEM(現UN Women)が女性のエンパワーメント原則(WEPs)を共同で作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催)</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)正式発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)いきいきいばらきハーモニープラン(平成23年度～平成27年度)」策定</li> </ul>
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>		
2013 (平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正</li> <li>・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる</li> </ul>	

年	国連等	日本	茨城県
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「パートタイム労働法」改正</li> <li>「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催(以降、毎年開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ウイメンズ・ハローアップ会議」設置、「ウイメンズ・ハローアップ会議からの提言～チェンジ!チャレンジ!いばらきウーマン～」の提言書を受ける</li> </ul>
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク)</li> <li>第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択</li> <li>UN Women 日本事務所開設</li> <li>「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択(目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行(全面施行 平成 28)</li> <li>「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>安保理決議 1325 号の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定</li> </ul>	
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議</li> <li>「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正</li> <li>G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「茨城県男女共同参画基本計画(第 3 次)～人が変わる 組織が変わる社会が変わる～(平成 28 年度～平成 32 年度)」策定</li> </ul>
2017 (平成 29)		<ul style="list-style-type: none"> <li>刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)</li> </ul>	
2018 (平成 30)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行</li> <li>「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編し、知事公室から県民生活環境部に組織替</li> </ul>
2019 (平成 31・令和元)	<ul style="list-style-type: none"> <li>G20 大阪首脳宣言</li> <li>W20 日本開催(第 5 回 WAW!と同時開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「茨城県男女共同参画推進条例」一部改正</li> </ul>
2020 (令和 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」を設置</li> <li>「男女共同参画センター」を「ダイバーシティ推進センター」に改称</li> </ul>
2021 (令和 3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「茨城県男女共同参画基本計画(第 4 次)」(令和 3 年度～令和 7 年度)策定</li> </ul>

年	国連等	日本	茨城県
2022 (令和4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布</li> <li>・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」制定</li> </ul>
2023 (令和5)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」公布</li> </ul>	

## IV 茨城県男女共同参画基本計画（第4次）の体系 （計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

### （1）計画を推進するための基本的方向

基本目標	施策の方向性	主な取組
I あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)地方公共団体や企業・団体等における女性の参画拡大
	2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	(1)ワーク・ライフ・バランスの実現 (2)女性が活躍できる働き方の実現 (3)安心して就労できる環境づくり
	3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	(1)地域力を高める人財育成・コミュニティづくり (2)UIJターンの促進 (3)未来の農業のエンジンとなる担い手づくり (4)地域・農山漁村における女性の参画拡大
	4 科学技術・学術における男女共同参画の推進	(1)理工系分野への女性の参画拡大 (2)科学技術を担う人財育成
II 安全・安心な暮らしの実現	1 あらゆる暴力の根絶	(1)身体的、精神的苦痛を含むあらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり (2)男女が互いの人権を尊重する社会づくり
	2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	(1)持続可能で多様な働き方の実現 (2)困難を抱える子どもへの支援 (3)誰もが教育を受けることができる環境づくり (4)多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現
	3 生涯を通じた健康支援	(1)「知・徳・体」バランスの取れた教育の推進 (2)結婚・出産の希望がかなう社会づくり (3)人生百年時代を見据えた健康づくり
	4 防災・復興における男女共同参画の推進	(1)防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	(1)誰もが能力を発揮できる社会づくり (2)安心して子どもを育てられる社会づくり (3)地域包括ケアシステムの構築
	2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	(1)一人ひとりが尊重される社会づくり (2)キャリア教育による将来の目標づくり (3)生涯にわたる学びのすすめ (4)正しいメディアとのつきあい方

### （2）推進体制と進行管理

1 県の推進体制の充実	(1)ダイバーシティ推進センターの充実強化 (2)茨城県男女共同参画審議会の運営 (3)いばらき女性活躍推進会議の運営 (4)男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営 (5)茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進 (6)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 (7)男女共同参画に関する情報の収集と提供、意識や実態の調査研究
2 連携の強化	県民、事業者、関係団体、国、市町村などとの連携
3 進行管理等	(1)進行管理 (2)公表

**茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課**

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

**TEL 029-301-2178 FAX 029-301-2190**

e-mail●[josei-kenmin2@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:josei-kenmin2@pref.ibaraki.lg.jp)

ホームページ●<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/index.html>